

**中間処理施設及び積替え保管施設の  
構造・設備指針及び維持管理指針**

**平成22年1月**

**鳥取県生活環境部  
循環型社会推進課**



## 中間処理施設及び積替え保管施設の構造・設備指針及び維持管理指針 目次

	頁
<b>第1 趣 旨</b>	1
<b>第2 定 義</b>	1
<b>第3 構造・設備指針</b>	2
<b>共通基準</b>	2
<b>1 管理設備等</b>	2
(1) 囲い等	
(2) 掲示板	
(3) 搬入道路等	
(4) 消火設備等	
(5) 散水設備	
(6) 洗車設備	
(7) 搬入管理設備	
(8) 受入設備等	
(9) 管理事務所	
<b>2 主要設備等</b>	5
<b>2-1 中間処理設備</b>	5
(10)構造耐力	
(11)腐食の防止	
(12)処理能力	
<b>2-2 公害防止設備等</b>	5
(13)雨水排水路	
(14)排水処理設備	
(15)排ガス処理設備	
(16)悪臭防止設備	
(17)騒音及び振動防止設備	
(18)飛散及び流出防止設備	
<b>3 特別管理廃棄物の中間処理施設</b>	6
(1) 処理施設の構造	
(2) 水質監視井戸	
(3) 分析装置	
<b>中間処理施設の概念図</b>	8
<b>保管施設・積替え保管施設</b>	9
<b>1 廃棄物の保管施設の主要設備</b>	9
(1) 液状廃棄物の保管設備	
(2) がれき類等の保管設備	
(3) 廃プラスチック類等の保管設備	
(4) 使用済自動車等及び廃電気機械器具の保管設備	
(5) その他の廃棄物の保管設備	
(6) 石綿含有廃棄物の保管設備	
<b>2 廃棄物の保管施設の付帯設備</b>	12
(1) 薬剤貯留設備	
<b>3 特別管理廃棄物の保管施設</b>	13
(1) 液状特別管理廃棄物の保管設備	
(2) 液状以外の特別管理廃棄物の保管設備	
(3) 感染性廃棄物の保管設備	
(4) 水質監視井戸	

4	産業廃棄物と同時に一般廃棄物を処理する中間処理施設の廃棄物保管量	15
5	産業廃棄物の積替え保管施設	16
6	特別管理産業廃棄物の積替え保管施設	16
	中間処理施設(特定小型焼却施設を除く。)の個別基準	17
1	汚泥の脱水施設	17
2	汚泥の機械乾燥施設	18
3	汚泥の天日乾燥施設	20
4	焼却施設(特定小型焼却施設を除く。)	21
5	廃油の油水分離施設	26
6	廃酸・廃アルカリの中和施設	27
7	破碎・圧縮・切断施設	28
8	固型化施設	29
9	汚泥、廃酸、廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	30
10	廃アスファルトの再生施設	33
11	肥料化・飼料化施設	33
12	廃プラスチック類の溶融固化・油化施設	35
13	破碎圧縮固化施設(RPF製造施設)	37
14	廃石綿等又は石綿含有廃棄物の溶融施設	39
15	灰溶融施設	41
16	熱分解施設	42
17	その他の中間処理施設	44
	特定小型焼却施設の個別基準	45
1	管理設備等	45
2	主要設備等	46
<b>第4</b>	<b>維持管理指針</b>	49
	<b>共通基準</b>	49
	1-1 施設管理等	49
	(1) 囲い等	
	(2) 掲示板	
	(3) 搬入道路等	
	(4) 洗車設備	
	(5) 雨水等の排除設備	
	(6) 管理事務所	
	(7) 設備の管理	
	(8) 害虫等の発生防止	
	(9) 地下浸透の防止	

<b>1-2 環境管理</b>	50
(10)清潔の保持	
(11)飛散及び流出防止	
(12)火災の発生防止	
(13)排水処理設備等の管理	
(14)排ガス処理設備等の管理	
(15)悪臭の防止	
(16)騒音及び振動の防止	
(17)設備維持管理状況確認のための検査等	
(18)測定機器の校正	
(19)事故の防止	
(20)異常事態の措置	
<b>1-3 搬入点検管理</b>	51
(21)搬入管理	
(22)受入廃棄物の分別点検	
<b>1-4 管理の記録</b>	52
(23)処分の記録	
(24)点検等の記録	
(25)検査等の記録	
<b>保管施設・積替え保管施設</b>	53
1 保管施設	53
2 特別管理廃棄物の保管施設	53
3 積替え保管施設	54
<b>中間処理施設(特定小型焼却施設を除く。)の個別基準</b>	55
1 汚泥の脱水施設	55
2 汚泥の機械乾燥施設	55
3 汚泥の天日乾燥施設	55
4 焼却施設(特定小型焼却施設を除く。)	55
5 廃油の油水分離施設	57
6 廃酸・廃アルカリの中和施設	57
7 破碎・圧縮・切断施設	58
8 固型化施設	58
9 汚泥、廃酸・廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	58
10 廃アスファルトの再生施設	59
11 肥料化・飼料化施設	59
12 廃プラスチック類の溶融固化・油化施設	59
13 破碎圧縮固化施設(RPF製造施設)	60
14 廃石綿等又は石綿含有廃棄物の溶融施設	62
15 灰溶融施設	63
16 熱分解施設	63

17	その他の中間処理施設	64
	<b>特定小型焼却施設の個別基準</b>	65
1 - 1	施設管理等	65
1 - 2	環境管理	65
1 - 3	搬入点検管理	67
1 - 4	管理の記録	67
2	保管施設	67
3	焼却炉	68
第5	他法令に係る基準の遵守	69
附	則	69
(別	表)	
1	排出水の維持管理目標値	70
2	排ガスの維持管理目標値	71
3	悪臭の維持管理目標値	72
4	騒音及び振動の維持管理目標値	73
5	地下水の検査項目	74
6	金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準	75
7	焼却施設に係る維持管理状況の記録	76
8	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設に係る維持管理状況の記録	77
(巻末資料)		
1	産業廃棄物の処分(中間処理)基準	81
2	特別管理産業廃棄物の処分(中間処理)基準	87
3	産業廃棄物処理施設に係る技術上の基準(構造基準)	93
4	産業廃棄物処理施設に係る技術上の基準(維持管理基準)	102
5	(特別管理)産業廃棄物処分業の許可の基準	112
6	(特別管理)産業廃棄物の保管基準(判定例)	116
7	代表的防食法の相対評価	119
8	焼却炉規模算定方法	122
9	産業廃棄物の発熱量	125
10	産業廃棄物換算係数一覧表	131
11	最大着地濃度等の算定方法	132
12	鳥取県内の過去10年間の風向風速データ	133
13	ばい煙等測定孔の規格	136
14	産業廃棄物の種類に応じた中間処理方式の選択	137
15	産業廃棄物処理施設に係る各種融資制度の概要	154

平成18年6月6日 制定  
平成19年8月24日 一部改正  
平成20年3月14日 一部改正  
平成21年3月30日 一部改正  
平成22年1月1日 一部改正

## 第1 趣旨

この指針は、中間処理施設及び積替え保管施設について、鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例(平成17年鳥取県条例第68号。以下「設置手続条例」という。)第5条第2項に規定する廃棄物処理施設等の構造及び設備並びに維持管理の方法の指針となり、鳥取県産業廃棄物処理施設設置促進条例(平成12年鳥取県条例第15号。以下「設置促進条例」という。)第3条第1項第3号及び第4条第4項に規定する指定施設の構造及び維持管理の方法に関する指針となるものとして定めるものである。

この指針は、法令等の基準を踏まえ、当該施設を設置する場合の標準的な条件を定めたものであり、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため必要がある場合には、この指針に定める条件以上の措置を講ずるのが適当である。

## 第2 定義

この指針において使用する用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)、設置手続条例及び設置促進条例で使用する用語の例によるほか、次のとおりとする。

(1) 処理施設区域

中間処理施設又は積替え保管施設に係る各施設設備が設置される一団の土地の区域をいう。

(2) 液状廃棄物

廃油、廃酸、廃アルカリ及び含水率が85%を超える汚泥をいう。

(3) 特別管理廃棄物

特別管理産業廃棄物又は特別管理一般廃棄物をいう。

(4) しゃ断型鉄筋コンクリート

日本工業規格A1108(コンクリートの圧縮強度試験方法)により測定した一軸圧縮強度(以下「一軸圧縮強度」という。)が、 $25\text{N}/\text{mm}^2$ 以上のコンクリートであって、水密性を有する鉄筋構造のものをいう。

(5) 無筋コンクリート

一軸圧縮強度が $18\text{N}/\text{mm}^2$ 以上のコンクリートであって、鉄筋構造でないものをいう。

(6) 鉄筋コンクリート

一軸圧縮強度が $24\text{N}/\text{mm}^2$ 以上のコンクリートであって、鉄筋構造のものをいう。

(7) 排水

処理施設区域から公共用水域へ排出される水をいう。

(8) 建屋

中間処理施設又は積替え保管施設において、搬入された廃棄物の飛散・流出を防止するとともに、設備類を保護するために設けられた、屋根及び三方に壁を有する工作物をいう。

(9) 受入設備

搬入された廃棄物の種類及び性状を検査するため、これを一時的に貯留する設備をいう。

(10) 移動式中間処理施設

自走、牽引又は車載の方法により、移動させることができるように設計された中間処理施設をいう。

### 第3 構造・設備指針

#### 共通基準

#### 1 管理設備等

##### (1) 囲い等

処理施設区域の周囲には、みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いが設けられていること。ただし、工場敷地内等に設置する場合であって周囲に囲いがある場合、隣接する建築物などによりみだりに人が立ち入ることが困難な場合又は崖、河川などみだりに人が立ち入ることが困難な地形である場合等には、この限りでない。

囲いの構造等は、原則として表 - 1の基準と同等又はそれ以上の耐久性を有するものとし、風圧、地震その他の振動及び衝撃により、容易に転倒し、破壊されない安全な構造とすること。ただし、処理施設区域周辺に人家や交通量の多い道路のない地域にあっては、表 - 2の基準と同等又はそれ以上の耐久性を有するものとする。

出入口は原則として1箇所とし、施錠できる門扉を設けること。

なお、門扉は原則として囲いと同等な構造のものであること。

表 - 1 囲いの構造(1)

高さ	規格・材質
地盤面より 1.8m以上	鋼製ネットフェンス又は波形垂鉛引鉄板 概ね10m毎に1か所の風抜き(2m程度)を設置 支柱は耐久性のある材質とすること

注) 風抜きは、鋼性ネットフェンスと同等又はそれ以上の耐久性を有する構造とすること。

表 - 2 囲いの構造(2)

高さ	規格・材質
地盤面より 1.8m以上	有刺鉄線(1種) 14(径2.0mm以上) 支柱間隔は2.0m以内 張り間隔は0.3m以下の6本張り以上 支柱は末口15cm以上、長さ3m以上(根入れ1m以上)の耐久性のある材質とすること

##### (2) 掲示板

保管施設にあっては様式第1に示す掲示板を、中間処理施設にあっては様式第2に示す掲示板を、積替え保管施設にあっては様式第3に示す掲示板を設けること。

掲示板の設置位置は、原則、中間処理施設及び積替え保管施設にあっては門扉の付近、保管施設にあっては保管施設の付近とすること。

保管施設の掲示板の付近には、保管の方法を示した図面を併せて掲示すること。



移動式中間処理施設にあっては、側面の見えやすい場所に設置すること。

様式第1 保管施設の掲示板

産業(一般)廃棄物の保管施設				20	100
産業(一般)廃棄物の種類				20	
保管量		保管の最高高さ		20	
施設の 管理者	住所			20	
	氏名		連絡先	20	
50		50		20	
150					

様式第2 中間処理施設の掲示板

産業(一般)廃棄物の中間処理施設(名称)				15	100
産業(一般)廃棄物の種類		処理能力		15	
許可年月日		許可番号		15	
処理業者名				15	
施設の 管理者	住所			15	
	氏名		連絡先	15	
処理責任者名				10	
50		50		25	
150				25	

様式第3 積替え保管施設の掲示板

産業廃棄物の積替え保管施設				15	100
産業廃棄物の種類			保管量の上限	15	
			保管の最高高さ	15	
許可年月日		許可番号		15	
処理	住所			15	
業者名	氏名	連絡先		15	
管理責任者氏名				10	
50      50      50					
150					

- 注1) 寸法の単位はcmとする。
- 2) 原則として、上記の寸法によるものとするが、設置場所に応じて縮小したものであっても差し支えない。  
ただし、縦及び横の寸法はいずれも60cm以上とすること。
- 3) 材質は耐水性のもので、強度が十分あること。
- 4) 塗装は、下地を白色、文字は黒色とする。
- 5) 特別管理廃棄物にあつては、「産業(一般)廃棄物」とあるのを「特別管理産業(一般)廃棄物」とする。
- 6) 自己処理用中間処理施設にあつては、処理業者名の欄に設置者名を記載すること。
- 7) 技術管理者を設置する施設にあつては、処理責任者の欄に技術管理者名を記載すること。
- 8) 保管の最高の高さは、屋外において容器を用いずに産業(一般)廃棄物を保管する場合に、記載すること。  
なお、記載しない場合は、当該欄は削除しても差し支えない。
- 9) 法第15条第1項に規定する許可を要しない中間処理施設、積替え保管施設にあつては、許可年月日、許可番号の欄は、産業廃棄物処理業の許可年月日(更新又は変更の許可を受けたときは、その年月日。)、許可番号を記載すること。

(3) 搬入道路等

搬入道路に既存の道路を使用する場合は、大型車両の通行に支障が生じないように、必要に応じ、道路の拡幅又は待避所等の設置を行うこと。

搬入道路を新設する場合は、必要に応じ、簡易舗装(舗装厚4cm)以上のアスファルト舗装とすること。

(4) 消火設備等

可燃性の廃棄物及び燃料等を取扱う場合は、消防法(昭和23年法律第186号。以下同じ。)及びその他関係法令を遵守し、消火器、貯水槽等の設置その他必要な防火措置を講ずること。

(5) 散水設備

必要に応じ、床洗浄等のための給水、散水設備を設けること。

(6) 洗車設備

必要に応じ、搬入車両等に付着した泥を洗い落とすことができる設備(原則としてピツ

ト構造のものであること。)が設けられていること。なお、当該設備から生ずる汚水は、必要に応じ、排水処理設備等により適正に処理することができるものであること。

(7) 搬入管理設備

受け入れる廃棄物の品目及び数量が当該施設の処理能力に見合った適正なものであることを確認するために、当該廃棄物の性状の分析又は計量を行うことができる設備を設けること。

(8) 受入設備等

廃棄物の受入設備及び処理された廃棄物の貯留設備は、施設の処理能力に応じ、十分な受入能力を有すること。

(9) 管理事務所

原則として、処理施設区域内に管理事務所を設置すること。

## 2 主要設備等

### 2 - 1 中間処理設備

(10) 構造耐力

建築基準法等において定めた設計基準に準じて設計し、自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して、構造耐力上安全であること。

(11) 腐食の防止

廃棄物及びその処理に伴い生ずる排ガス、排水及び使用する薬剤等によって施設が腐食することを防止するため、耐酸性、耐アルカリ性、耐熱性などの材料を用い必要な措置を講ずること。

(12) 処理能力

施設の処理能力は、計画処理能力を満たすものであること。

実稼働時間が8時間に達しない場合には、稼働時間を8時間とした場合の定格標準能力とする。(1時間当たりの公称能力を8倍したもの。)

稼働時間が8時間以上の場合には、実稼働時間の定格標準能力とする。

### 2 - 2 公害防止設備等

(13) 雨水排水路

処理施設区域内には、雨水を適切に排除できる排水路を設けることとし、必要に応じ、排水処理設備等に導水できる措置が講じられていること。

(14) 排水処理設備

中間処理施設又は積替え保管施設から発生する汚水により周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがある場合には、性状に応じた排水処理設備を設けること。

排水処理設備は、排水の水質を別表1に示す維持管理目標値まで処理することができるものであること。

処理施設区域には、必要に応じて、沈砂池を設置することとし、その構造は、原則として、「最終処分場の構造・設備指針及び維持管理指針」(平成18年6月6日付第20

0600011226号鳥取県生活環境部長通知)の「第4の4-1の4-1-18の」の規定に準ずること。

(15) 排ガス処理設備

中間処理施設から発生する排ガスにより周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがある場合には、有害ガス除去設備及び集じん設備等排ガス処理設備を設けること。

排ガス処理設備は、別表2に示す維持管理目標値に適合させることができるものであること。

(16) 悪臭防止設備

中間処理施設又は積替え保管施設から発生する悪臭により周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがある場合には、悪臭防止設備を設けること。

なお、当該設備は、別表3に示す維持管理目標値まで処理することができるものであること。

(17) 騒音及び振動防止設備

中間処理施設又は積替え保管施設から発生する騒音及び振動により周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがある場合には、騒音及び振動防止設備を設けること。

なお、当該設備は、別表4に示す維持管理目標値に適合する設備であること。

(18) 飛散及び流出防止設備

中間処理施設又は積替え保管施設には、廃棄物の飛散及び流出を防止することができる構造又は必要な設備が設けられていること。

また、廃棄物の破砕等により発生する粉じんにより周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがある場合には、集じん機等粉じん防止設備を設けること。

液状廃棄物を取扱う施設にあっては、事故時における受入設備その他の設備からの流出を防止するため、鉄筋コンクリート製の流出防止堤を設けること。

なお、流出防止堤の容量は、槽又は容器容量(複数の容器で保管する場合は、最大容量の容器1個に係る量)の110%以上とし、配管等は流出防止堤に貫通させて設置しないこと。

### 3 特別管理廃棄物の中間処理施設

(1) 処理施設の構造

特別管理廃棄物の処理施設は1及び2に掲げる規定によるほか地上式とし、受入設備、貯留設備を設ける場合であっても同様とする。

(2) 水質監視井戸

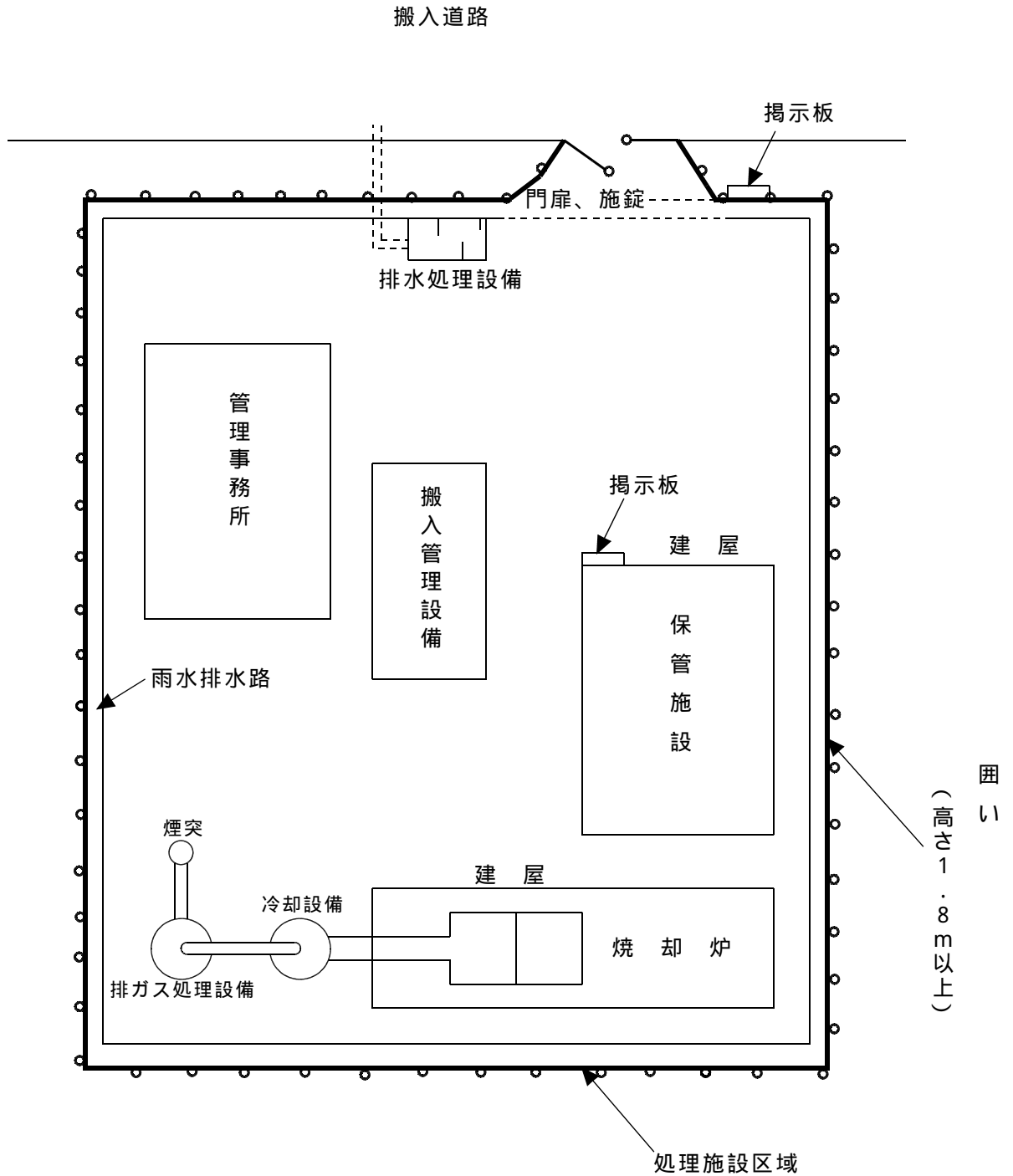
特定有害産業廃棄物(廃石綿等を除く。)の中間処理施設には、地下水の汚染を監視することができる適当な位置に第一滞水層までの深さを有する水質監視井戸を1か所以上設けること。

(3) 分析装置

管理事務所には、取り扱う特別管理廃棄物の性状に応じた、pH計、電気伝導率に係

る水質測定装置、有害物質に係る分析装置及びその他必要な分析装置を備えること。

# 中間処理施設の概念図



## 保管施設・積替え保管施設

### 1 廃棄物の保管施設の主要設備

廃棄物の保管施設の主要設備の構造は、次のとおりとすること。ただし、保管施設を工場等の建屋内部に設置する場合には、建屋又は屋根は不要とする。

#### (1) 液状廃棄物の保管設備

槽構造の設備による保管

- ア 保管設備は、保管しようとする廃棄物の性状に適した合成樹脂製又は金属製若しくは鉄筋コンクリート製等(必要に応じて、内部に防食加工又は防油加工を施したものであること。)の堅牢な槽構造のもの(以下「保管槽」という。)であること。
- イ 保管槽は原則建屋内に設けること。ただし、無機性汚泥のみを保管する場合、適切な雨水防止策を講じた上で屋外に設けることができる。
- ウ 建屋の床は、浸透防止加工(廃酸の場合は、防食加工)を施した鉄筋コンクリート製のものであること。
- エ 保管槽の周囲には、槽容量の110%以上の容量を有する鉄筋コンクリート製の流出防止堤を設けること。
- オ 腐敗するおそれのある液状廃棄物の保管槽には、ばっ気装置を設けること。
- カ 保管槽は原則地上式であること。ただし、無機性汚泥のみを保管する場合はこの限りではない。
- キ 保管槽の有効容量の合計量は、原則として、中間処理施設の1日当たりの処理能力に相当する数量に14を乗じて得られる数量を上限とする。

容器による保管

- ア 容器は、保管しようとする廃棄物の性状に適した合成樹脂製又は金属製等(必要に応じて、容器の内部に防食加工又は防油加工を施したものであること。)の堅牢なものであること。
- イ 容器保管場所の床は、浸透防止加工(廃酸の場合には防食加工)を施した鉄筋コンクリート製のものであること。
- ウ 床の周囲には、容器が転倒した場合等に備え、容器容量(複数の容器で保管する場合は、最大容量の容器1個に係る量)の110%以上の容量を有する鉄筋コンクリート製の流出防止堤を設けること。
- エ 容器保管場所には、屋根を設けること。
- オ 保管容器の有効容量の合計量は、原則として、中間処理施設の1日当たりの処理能力に相当する数量に14を乗じて得られる数量を上限とする。

#### (2) がれき類等の保管設備

がれき類、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(以下、「ガラスくず類」という。廃石膏ボードを除く。)、廃プラスチック類(廃タイヤ等屋外保管しても差し支えないと認められるものに限る。)を屋外に保管する場合、その設備は、次の要件を備えること。

なお、これらの廃棄物を建屋内に保管する場合は、及び(3)の要件を備えること。

外周仕切(囲い)により明確に区分されていること。

なお、廃棄物の荷重が直接外周仕切にかかる構造の場合には、構造耐力上安全であり、変形又は損壊のおそれがない鉄筋コンクリート製等の十分な強度を有するものとする。

積み上げる高さは、次に定める高さを超えないこと。

ア 外周仕切に保管する産業廃棄物の荷重が直接かかる構造である部分(以下「直接負荷部分」という。)がない場合

当該保管の場所の任意の点ごとに、地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該保管の場所の外周仕切の下端(当該下端が地盤面に接していない場合にあっては、当該下端を鉛直方向に延長した面と地盤面との交線)を通り水平面に対し上方に50%の勾配を有する面との交点(当該交点が二以上ある場合にあっては、最も地盤面に近いもの)までの高さ

イ 外周仕切に直接負荷部分がある場合

次のa及びbに規定する高さ

a 直接負荷部分の上端から下方に垂直距離50cmの線(直接負荷部分に係る囲いの高さが50cmに満たない場合にあっては、その下端)(以下「基準線」という。)から当該保管の場所の側に水平距離2m以内の部分については、当該2m以内の部分の任意の点ごとに、次の(a)に規定する高さ(当該外周仕切に直接負荷部分でない部分がある場合にあっては、(a)又は(b)に規定する高さのうちいずれか低いもの)

(a) 地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該鉛直線への水平距離が最も小さい基準線を通る水平面との交点までの高さ

(b) アに規定する高さ

b 基準線から当該保管の場所の側に水平距離2mを超える部分については、当該2mを超える部分内の任意の点ごとに、次の(a)に規定する高さ(当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあっては、(a)又は(b)に規定する高さのうちいずれか低いもの)

(a) 当該点から、当該点を通る鉛直線と、基準線から当該保管の場所の側に水平距離2mの線を通り水平面に対し上方に50%の勾配を有する面との交点(当該交点が二以上ある場合にあっては、最も地盤面に近いもの)までの高さ

(b) アに規定する高さ

保管量の合計量は、中間処理施設の1日当たりの処理能力に相当する数量に14を乗じて得られる数量を上限とする。

ただし、建設業に係る産業廃棄物(工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片、アスファルト・コンクリートの破片であって、分別されたものに限る。)の再生を行う施設において、当該産業廃棄物を再生のために保管する場合は、当該中間処理施設の1日当たりの処理能力に相当する数量に28(アスファルト・コンク



リートの破片にあっては、70)を乗じて得られる数量を上限とする。

(3) 廃プラスチック類等の保管設備

廃プラスチック類(廃タイヤ等屋外保管しても差し支えないと認められるものを除く。)、ゴムくず、金属くず、紙くず、木くず、繊維くず及び廃石膏ボードは建屋内に保管するものとし、次の要件を備えること。

産業廃棄物を保管する建屋を産業廃棄物の保管以外の用途にも供用する場合には、外周仕切(囲い)により産業廃棄物の保管区域が明確に区分されていること。

保管量の合計量は、中間処理施設の1日当たりの処理能力に相当する数量に14を乗じて得られる数量を上限とする。

ただし、建設業に係る産業廃棄物(工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じた木くずであって、分別されたものに限る。)の再生を行う施設において、当該産業廃棄物を再生のために保管する場合は、当該中間処理施設の1日当たりの処理能力に相当する数量に28を乗じて得られる数量とする。

(4) 使用済自動車等及び廃電気機械器具の保管設備

上記の規定にかかわらず、使用済自動車等(使用済自動車等に類する廃棄物を含む。)及び廃電気機械器具の保管施設の構造は、次のとおりとすること。

外周仕切(囲い)により明確に区分されていること。

なお、廃棄物の荷重が直接外周仕切にかかる構造の場合には、構造耐力上安全であり、変形又は損壊のおそれがない鉄筋コンクリート製の十分な強度を有するものとする。

保管場所の床面は、鉄筋コンクリート製のものであること。なお、必要に応じて浸透防止加工を施すこと。

保管中の廃棄物から発生する汚水が保管場所外に漏出しないよう集水できる設備を設置するとともに、集水した汚水を適切に処理することができる排水処理設備等を設置すること。

なお、汚水の集水及び処理設備は、原則、雨水と分離して行うことのできる構造とし、分離して集水できない場合は、雨水の量を考慮した排水処理設備等を設置すること。

使用済自動車等(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第1条の6第3号に定める使用済自動車等に限る。)の保管量については、次の高さを超えないこと。

ア 使用済自動車等を格納するための施設(保管する使用済自動車等の荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。イにおいて同じ。)を利用して保管する場合  
使用済自動車等の搬出入に当たり、使用済自動車等の落下による危害が生ずるおそれのない高さ

イ 使用済自動車等を格納するための施設を利用せず、保管する場合

a 当該保管の場所の囲いの下端(当該下端が地盤面に接していない場合にあっては、当該下端を鉛直方向に延長した面と地盤面との交線。bにおいて同じ。)から当該保管の場所の側に水平距離3m以内の部分

当該3m以内の部分の任意の点ごとに、地盤面から、上方に垂直距離3mまでの高さ

- b 当該保管の場所の囲いの下端から当該保管の場所の側に水平距離3mを超える部分

当該3mを超える部分内の任意の点ごとに、地盤面から、上方に垂直距離4.5mまでの高さ

廃電気機械器具、使用済自動車等に類する廃棄物の保管量は、その合計量が中間処理施設の1日当たりの処理能力に相当する数量に14を乗じて得られる数量を上限とすること。

ガソリン、軽油、LPG等の引火性を有する燃料類、各種オイル類や冷却液、バッテリー等の事前選別を行う場所は、上記の規定によるほか、建屋内とすること。なお、事前選別により選別した液状物質の保管は、上記1の(1)の規定によること。

(5) その他の廃棄物の保管設備

その他の廃棄物((1)から(4)までに掲げる廃棄物以外のもの)は建屋内に保管することとし、次の要件を備えること。ただし、保管量が少量であって、十分な強度を有する容器(合成樹脂製の二重袋を含む。)に入れて建屋内に保管する場合は、この限りでない。

建屋の壁は、床面から1.5m以上の高さまで鉄筋コンクリート製のものであること。

床は、地盤面より高く、浸透防止加工を施した鉄筋コンクリート製のものであること。

また、必要に応じて、保管中の廃棄物から発生する汚水が施設外に漏出しないよう集水できる構造とすること。

で集水された汚水は、排水処理設備等により適正に処理することができるものであること。

廃棄物を保管する建屋を廃棄物の保管以外の用途にも供用する場合には、外周仕切(囲い)により廃棄物の保管区域が明確に区分されていること。

保管量の合計量は、中間処理施設の1日当たりの処理能力に相当する数量に14を乗じて得られる数量を上限とすること。

(6) 石綿含有廃棄物の保管設備

石綿含有廃棄物の保管に当たっては、廃棄物の種類に応じ(1)から(5)の構造とするほか、他の物と混合しないよう仕切設備を設ける等必要な措置を講ずること。

## 2 廃棄物の保管施設の付帯設備

保管施設の付帯設備の構造は、次のとおりとすること。

(1) 薬剤貯留設備

液状廃棄物の流出事故に備えて、必要に応じ中和剤、吸着剤等の薬剤を常備すること。

なお、当該薬剤貯留設備には、薬剤の種類に応じて適切な材質を使用することとし、その周囲には、十分な容量を有する鉄筋コンクリート製の流出防止堤が設けられていること。

### 3 特別管理廃棄物の保管施設

特別管理廃棄物の保管施設は、次のとおりとすること。

#### (1) 液状特別管理廃棄物の保管設備

液状特別管理廃棄物の保管施設は、1(1)及び2の規定によるほか、次のとおりとすること。

仕切り設備を設ける等、当該廃棄物が他のものと混合しないよう必要な措置を講じること。

廃油の保管については、必要に応じ揮発防止のために必要な措置及び高温にさらされないために必要な措置を講ずること。

建屋の開口部には、部外者の進入を防止するため、施錠できる堅牢な扉を設けること。

槽構造の設備による保管については、次の要件を備えていること。

ア 保管槽がコンクリート製の場合、保管する特別管理廃棄物の種類に応じて内部に防食加工又は防油加工を施したしゃ断型鉄筋コンクリート製とし、厚さ15cm以上のものであること。

イ 建屋の床は、保管する特別管理廃棄物の種類に応じて防食加工又は防油加工を施したしゃ断型鉄筋コンクリート製とし、厚さ15cm以上のものであること。

ウ 保管槽の周囲には、しゃ断型鉄筋コンクリート製の厚さ15cm以上の流出防止堤を設けること。

エ 流出防止堤の周囲には、しゃ断型鉄筋コンクリート製の厚さ15cm以上の集水溝を設け、床洗浄水、漏出液を集水できるものとする。また、集水溝の末端には集水ピットを設けること。

オ エの集水ピットに集水された汚水は、排水処理設備等により適正に処理することができるものであること。

容器による保管にあっては、次の要件を備えること。

ア 容器及び床は、保管する特別管理廃棄物の種類に応じて防食加工又は防油加工を施すこと。

イ 建屋の床及び流出防止堤は、しゃ断筋コンクリート製の厚さ15cm以上のものであること。

#### (2) 液状以外の特別管理廃棄物の保管設備

液状以外の特別管理廃棄物の保管設備は、1の(5)の規定によるほか、次のとおりとすること。

なお、保管量が少量の場合は、十分な強度を有する容器(特別管理廃棄物の種類に応じて、内部に防食加工又は防油加工を施したものであること。)又は合成樹脂製の二重袋等に入れ、かつ、金属製の容器に入れて建屋内に保管することにより、 から までの措置に代えることができる。

敷地設備を設ける等、当該廃棄物が他のものと混合しないよう必要な措置を講じる

こと。

建屋の開口部には、部外者の侵入を防止するため、施錠できる堅牢な扉を設けること。

廃石綿等の保管設備は、密閉可能な建屋内とすること。

建屋の壁は、しゃ断型鉄筋コンクリート製の厚さ15cm以上とし、屋根は堅牢なものであること。

床は地盤面より高く、しゃ断型鉄筋コンクリート製とし、厚さ15cm以上のものであること。また、保管中の特別管理廃棄物から発生する汚水又は保有水等が施設外に漏出しないよう集水できる構造とすること。

により集水された汚水が、排水処理設備等により適正に処理することができるものであること。

### (3) 感染性廃棄物の保管設備

感染性廃棄物の保管設備は、次の要件を備えていること。(自己処理施設の保管施設は除く。)

感染性廃棄物は、次の容器に入れて保管を行うこと。

ア 注射針、メス等の鋭利なものは、金属製又はプラスチック製の堅牢な容器を使用すること。

イ 固形状のものは、堅牢なプラスチック製の容器又は丈夫なプラスチック製の袋を二重にして使用すること。

ウ 液状感染性廃棄物は、廃液等が漏洩しない密閉容器を使用すること。

仕切り設備を設ける等、他のものと混合しないよう必要な措置を講じること。なお、感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物とが混合している場合であって、当該感染性廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合は、この限りでない。

建屋の開口部には、部外者の侵入を防止するため、施錠できる堅牢な扉を設けること。

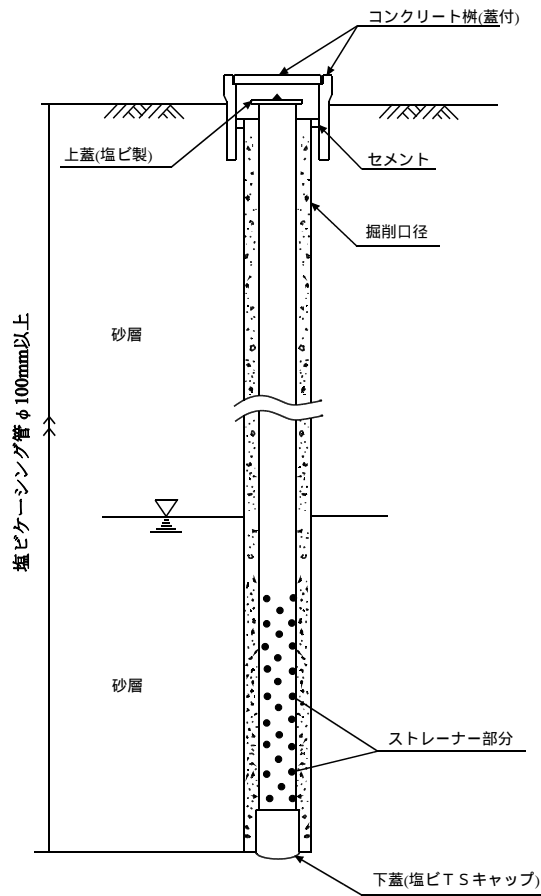
原則として、冷蔵可能な設備を有しているものとし、床面は排水口等がなく汚水が外部に流出しないものとする。

### (4) 水質監視井戸

特定有害産業廃棄物(廃石綿等を除く。)の保管施設には、地下水の汚染を監視することができる適当な位置に、第一滞水層までの深さを有する水質監視井戸を1か所以上設けること。ただし、処理施設区域内にこの代用となる井戸がある場合にあっては、この限りでない。

なお、水質監視井戸の構造は図1の例によるものとする。

図1 地下水監視井戸事例



#### 4 産業廃棄物と同時に一般廃棄物进行处理する中間処理施設の廃棄物保管量

次の一般廃棄物を同時に処理する産業廃棄物の中間処理施設にあっては、上記の規定における保管量の合計量には、当該一般廃棄物も含まれるものであること。

中間処理施設の種類	一般廃棄物の種類
廃プラスチック類の破碎施設 廃プラスチック類の焼却施設	廃プラスチック類(特定家庭用機器、パーソナルコンピュータその他金属及びガラスがプラスチックと一体となったものが一般廃棄物となったものを含むものとし、他の一般廃棄物と分別して収集されたものに限る。)
木くずの破碎施設	木くず(他の一般廃棄物と分別して収集されたものに限る。)
がれき類の破碎施設	コンクリート破片その他これに類する不要物(他の一般廃棄物と分別して収集されたものに限る。)
紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系不要固形物、動物の死体の焼却施設	紙くず、木くず、繊維くず、動物若しくは植物に係る固形状の不要物又は動物の死体(他の一般廃棄物と分別して収集されたものに限る。)
石綿含有産業廃棄物の熔融施設	石綿含有一般廃棄物(他の一般廃棄物と分別して収集されたものに限る。)

## 5 産業廃棄物の積替え保管施設

産業廃棄物の積替え保管施設の構造は、1から2のとおりとすること。

また、産業廃棄物を分別する場所の構造は、1のとおりとするほか、分別する産業廃棄物が1の(2)に規定する産業廃棄物と1の(1)、1の(3)又は1の(4)に規定する産業廃棄物の混合物である場合は、建屋内とすること。

ただし、積替え保管量の合計量は、平均的な搬出量(一ヶ月の産業廃棄物の総搬出量を当該月の総日数で除した数量)に7を乗じて得られる数量を上限とする。

## 6 特別管理産業廃棄物の積替え保管施設

特別管理産業廃棄物の積替え保管施設及び分別する場所の構造は、3のとおりとすること。

ただし、積替え保管量の合計量は、平均的な搬出量(一ヶ月の産業廃棄物の総搬出量を当該月の総日数で除した数量)に7を乗じて得られる数量を上限とする。

## 中間処理施設(特定小型焼却施設を除く。)の個別基準

中間処理施設(特定小型焼却施設を除く。)の構造及び設備は、共通基準に定めるもののほか次のとおりとすること。

### 1 汚泥の脱水施設

#### 1 - 1 主要設備

汚泥の脱水施設の主要設備の構造は、次のとおりとすること。

##### (1) 設置場所

脱水機は建屋内に設置すること。

脱水機は、鉄筋コンクリート製の床又はそれに固定された堅牢な架台等に固定されていること。

建屋の床は、浸透防止加工を施した鉄筋コンクリート製とすること。

また、当該床には、オーバーフロー液、漏出液及び床洗浄水を集水し、排水処理設備等に導水できる措置が講じられていること。

##### (2) 脱水機の能力

脱水機は、汚泥の性状に適した方式のものであること。

脱水機は、汚泥をおおむね含水率85%以下に脱水できるものであること。

##### (3) 濃縮槽等

脱水処理を効率的に行うため、必要に応じ、濃縮槽、凝集沈殿槽又は加圧浮上槽が設けられていること。

なお、濃縮、凝集沈殿、加圧浮上後の排水を排水処理設備等に導水できる措置が講じられていること。

#### 1 - 2 付帯設備

汚泥の脱水施設の付帯設備の構造は、次のとおりとすること。

##### (1) 受入設備

受入設備を設ける場合は、の1の(1)の規定によるものとすること。

##### (2) 処理後の汚泥の貯留設備

処理後の汚泥の貯留設備は、の1の(5)の規定によるものとすること。

##### (3) 薬剤貯留設備

凝集剤等の薬剤貯留設備は、その材質及び容量が適切なものであること。

なお、当該薬剤貯留設備の周囲には、必要に応じ、十分な容量が確保できる流出防止堤が設けられていること。

##### (4) 水質測定装置

管理事務所にpHに係る測定装置を備えること。

#### 1 - 3 特別管理廃棄物の処理施設

特別管理廃棄物である汚泥の脱水施設の構造等は、1 - 1及び1 - 2の規定によるほか、次の要件を備えたものであること。

(1) 設置場所

脱水機の設置場所の床は、しゃ断型鉄筋コンクリート製の厚さ15cm以上のものであること。

床の周囲は、しゃ断型鉄筋コンクリート製の厚さ15cm以上の集水溝によりオーバーフロー液、漏出液及び床洗浄水を集水できる構造とすること。

また、集水溝の末端には集水ピットを設けること。

の集水ピットに集水された汚水は、排水処理設備等により適正に処理することができるものであること。

(2) 受入設備

受入設備は、 の3の(1)の規定によること。

(3) 処理後の汚泥の貯留設備

処理後の汚泥の貯留設備は、原則として十分な強度を有する密閉容器(特別管理廃棄物の種類に応じて、容器の内部に防食加工又は防油加工を施したものであること。)とし、建屋内に保管すること。

なお、このほかの貯留設備にあっては、 の3の(2)の規定(ただし書きを除く。)によること。

## 1 - 4 移動式脱水施設

汚泥の脱水を行う移動式中間処理施設は、1 - 1の(2)の規定によるほか、次の要件を備えること。

なお、汚泥の脱水は、当該廃棄物を排出する事業場で行うとともに、移動式中間処理施設による特別管理廃棄物である汚泥の処理は、原則として認めないものとする。

(1) 車両等の構造

車両等の構造が、関係法令の基準に適合しており、脱水機及び付帯設備は移動に支障がないよう車台に固定されていること。

(2) 脱離液の処理

脱離液は排出事業者の排水処理施設等に返送することを原則とする。なお、これ以外の場合にあっては、車両基地等に排水処理設備を設けること。

(3) 処理後の汚泥の貯留設備

脱水ケーキを車両に貯留する場合には、施設能力に応じて十分な容量を有し、かつ、保有水の漏出が起きないように十分な耐久性を有する貯留設備を搭載すること。

## 2 汚泥の機械乾燥施設

### 2 - 1 主要設備

汚泥の機械乾燥施設の主要設備の構造は、次のとおりとすること。

(1) 設置場所



乾燥機は建屋内に設置されていること。

乾燥機は、鉄筋コンクリート製の床又はそれに固定された堅牢な架台等に固定されていること。

建屋の床は、浸透防止加工を施した鉄筋コンクリート製とすること。

また、当該床には、オーバーフロー液、漏出液及び床洗浄水を集水し、排水処理設備等に導水できる措置が講じられていること。

## (2) 乾燥機の構造

乾燥機には、乾燥温度に十分耐えられる耐熱性の材質を用いること。

乾燥機の乾燥温度が確認できる温度測定装置及び記録計が設けられていること。

## (3) 排ガス処理設備

の2-2の(15)の規定の他、次の要件を備えた排ガス処理設備を設けること。ただし、焼却施設等を併設し、当該焼却施設の排ガス処理設備において、乾燥機からの排ガスを併せて処理する場合は、この限りでない。

排ガス中に塩化水素、有機塩素化合物、重金属等が含まれる場合には、その除去装置を設けること。この場合、除去装置は原則としてスクラバー等の湿式洗浄方式とし、洗浄水が循環式でない場合には、排水処理設備を設けること。なお、塩化水素のみを除去する場合にあっては、湿式洗浄以外の方式でも差し支えないものとする。

必要に応じて、脱臭装置を設けること。

排ガス処理設備後の煙道の適当な位置に測定孔を設けること。

(測定孔の位置、大きさ等は巻末資料13を参照)

## 2-2 付帯設備

汚泥の機械乾燥施設の付帯設備の構造は、次のとおりとすること。

### (1) 受入設備

受入設備を設ける場合は、汚泥の性状により の1の(1)又は(5)の規定によること。

### (2) 処理後の汚泥の貯留設備

処理後の汚泥の貯留設備は、 の1の(5)の規定によること。

### (3) 薬剤貯留設備

アルカリ等の薬剤貯留設備は、その材質及び容量が適切なものであること。

なお、当該薬剤貯留設備の周囲には、十分な容量が確保できる鉄筋コンクリート製の流出防止堤を設けるものとする。

### (4) 燃料の貯蔵設備

燃料の貯蔵設備の構造は、消防法等の基準に適合していること。

### (5) 水質監視井戸

スクラバー等の湿式洗浄装置を設けた場合、地下水の汚染を監視することができる適当な位置に1か所以上の水質監視井戸を設けること。ただし、当該洗浄装置が塩化水素のみの除去を目的としたものであるときは、この限りでない。

なお、当該井戸は、第一滞水層までの深さを有すること。

### (6) 水質測定装置

スクラバー等の湿式洗浄装置の洗浄水が循環式でない場合、管理事務所にpHに係る測定装置を備えること。

また、水質監視井戸を設ける場合には、併せて電気伝導率に係る測定装置を備えること。

## 2 - 3 特別管理廃棄物の処理施設

特別管理廃棄物の汚泥の機械乾燥施設の主要設備等は2 - 1及び2 - 2によるほか、次の要件を備えたものであること。

### (1) 設置場所

乾燥機の設置場所の床は、しゃ断型鉄筋コンクリート製の厚さ15cm以上のものであること。

床の周囲は、しゃ断型鉄筋コンクリート製の厚さ15cm以上の集水溝によりオーバーフロー液、漏出液及び床洗浄水を集水できる構造とすること。

また、集水溝の末端には集水ピットを設けること。

### 排水処理設備

の集水ピットに集水された汚水は、排水処理設備等により適正に処理することができるものであること。

### (2) 受入設備

受入設備は、汚泥の性状により の3の(1)又は(2)の規定によること。

### (3) 処理後の汚泥の貯留設備

処理後の汚泥の貯留設備は、 の3の(2)の規定によること。

## 3 汚泥の天日乾燥施設

### 3 - 1 主要設備

汚泥の天日乾燥施設の主要設備の構造は、次のとおりとすること。

なお、この方式による処理は、原則として特別管理廃棄物を除く、無機性汚泥に限るものとする。

#### (1) 天日乾燥床の構造

天日乾燥床は鉄筋コンクリート製とし、必要に応じて、内部に防食加工を施すこと。

天日乾燥床には、雨水が乾燥床に入らないような開閉できる屋根を設け、乾燥床側壁天端が地盤面より30cm以上高いこと。

天日により、目標含水率(85%以下等)まで確実に処理できるものであること。

汚泥を連続的に投入し処理する場合には、効率よく処理できるよう必要に応じて複数の槽を設けること。

#### (2) 雨水排水路

天日乾燥床の周囲には、雨水等が流入することを防止でき、かつ、速やかに排除できる十分な断面積を有するコンクリート製の雨水排水路(開渠とすること。)を設けること。

### 3 - 2 付帯設備

汚泥の天日乾燥施設の付帯設備の構造は、次のとおりとすること。

#### (1) 受入設備

受入設備を設ける場合は、汚泥の性状により 1の(1)又は(5)の規定によること。

#### (2) 処理後の汚泥の貯留設備

処理後の汚泥の貯留設備を設ける場合は、1の(5)の規定によること。

#### (3) 水質測定装置

管理事務所にpHに係る測定装置を備えること。

## 4 焼却施設(特定小型焼却施設を除く。)

### 4 - 1 主要設備

焼却施設設備の構造は、次のとおりとすること。

#### (1) 設置場所

焼却炉は、必要に応じて建屋内に設置すること。

焼却炉は、鉄筋コンクリート製の床又はそれに固定された堅牢な架台等に固定されていること。

焼却炉設置場所の床は、取扱う廃棄物の性状に応じて浸透防止加工を施した、鉄筋コンクリート製とすること。

また、当該床には、オーバーフロー液、漏出液及び床洗浄水を集水し、排水処理設備等に導水できる措置が講じられていること。

#### (2) 焼却炉の構造

##### 廃棄物供給設備

ガス化燃焼方式及びガス化改質方式の焼却炉以外の焼却炉には、次に規定する廃棄物を燃焼室に供給する廃棄物供給設備を設けること。

ア 外気と遮断された状態で廃棄物を定量ずつ連続的に燃焼室に供給できること。  
(処理能力が2トン/時間未満の施設を除く。)

イ 焼却炉運転時の炉内圧条件において、燃焼ガスが漏出ししないものであること。

ウ 廃棄物の供給量が調節できること。

エ 廃油、廃酸、廃アルカリの焼却を行う場合にあっては、原則として、ノズル噴射式とし、目詰まり防止措置が取られ、かつ十分に細かい粒子に噴霧できること。

##### 燃焼室

ア 燃焼室において発生するガス(以下「燃焼ガス」という。)の温度が800℃以上の状態で廃棄物を焼却できるものであって、当該温度に対し、十分な耐熱性を有すること。

イ 燃焼室の容量が、燃焼ガスの温度800℃以上の状態で2秒以上滞留できるものであること。

ウ 外気と遮断されていて、空気の漏入、燃焼ガスの漏出がないこと。

エ 燃焼ガスの温度を速やかに800℃以上にし、安定してこれを保つことができ、運

転停止時に廃棄物を燃やしきるために必要な能力を有する助燃装置が設置されていること。

- オ 設計計算上の燃焼に必要な空気量を上回る能力の空気量が確保でき、かつ、供給空気量を調節できる装置が設置されていること。なお、当該装置は炉内を負圧に保持できるものであること。
- カ 燃焼室中の燃焼ガス温度を連続的に測定ができるクロメル - アルメル熱電対温度計又はこれと同等の能力を有する測定装置及び測定値を自動的に連続して記録できる記録計が設置されていること。
- キ シアンガスが発生するおそれのある汚泥及び窒素含有廃プラスチックの焼却を行う場合にあっては、シアンガス分解のため950℃以上で再燃でき、かつ、当該温度に対し十分な耐熱性を有する後燃焼装置が設置されていること。
- ク 爆発的燃焼等の事故を防止するため、異常高温を感知する警報装置が設置されていること。
- ケ ガス化燃焼方式の焼却炉について、ガス化室の構造は次の要件を備える構造とし、燃焼室についてはア～キの規定によること。
  - a 燃焼室から独立したガス化室とすること。
  - b 外気と遮断されていて、空気の漏入、発生ガスの漏出がないこと。
  - c ガス化室への空気供給量を調節できること。
  - d 爆風吹抜盤等の安全装置を設置し、ガス化室圧力及びガス化室温度を連続的に測定ができる熱電対温度計等の測定装置及び記録計が設置されていること。
- コ ガス化改質方式の焼却炉については、上記アからケにかかわらず次の要件を備えた構造設備とすること。
  - a ガス化設備内を廃棄物のガス化に必要な温度とし、これを保つことができる加温装置が設置されていること。
  - b ガス化設備は、外気と遮断されていて、空気の漏入、発生ガスの漏出がないこと。
  - c 爆風吹抜盤等の安全装置を設置し、ガス化室圧力及びガス化室温度を連続的に測定ができる熱電対温度計等の測定装置及び記録計が設置されていること。
  - d 改質設備は次の要件を備えた構造とすること。
    - (a) ガス化によって得られたガスの改質に必要な温度と滞留時間を適正に保持できる改質設備を設けること。
    - (b) 外気と遮断されていて、空気の漏入、ガス化によって得られたガスの漏出がないこと。
    - (c) 爆風吹抜盤等の安全装置を設置するなど、爆発を防止するために必要な措置が講じられていること。
    - (d) 改質設備中のガスの温度を連続的に測定ができる熱電対温度計等の測定装置及び記録計が設置されていること。

### (3) 冷却設備

集じん器に流入する燃焼ガス(ガス化改質方式にあつては、「除去設備に流入する改質ガス」)の温度をおおむね200 以下に冷却することができる冷却設備が設けられていること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度(ガス化改質方式にあつては、「除去設備内で改質ガスの温度」)を速やかに200 以下に冷却することができる場合にあっては、この限りでない。

#### (4) 排ガス処理設備

の2 - 2の(15)の規定による他、次の要件を備えた排ガス処理設備を設けること。

ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号。以下同じ。)第10条の規定に基づき、ダイオキシン類(ダイオキシン類対策特別措置法第2条第1項に規定するダイオキシン類をいう。以下同じ。)の総量排出基準が規定されている場合にあっては、当該基準まで処理することができるものとする。

排ガス中に塩化水素、有機塩素化合物、重金属等が含まれる場合には、その除去装置を設けること。この場合、除去装置は原則としてスクラバー等の湿式洗浄方式とし、洗浄水が循環式でない場合は、排水処理設備を設けること。なお、塩化水素のみを除去する場合にあっては、湿式洗浄以外の方式でも差し支えないものとする。

集じん器に流入する燃焼ガスの温度((3)のただし書の場合にあつては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度)を連続的に測定ができる熱電対温度計等の測定装置及び記録計が設置されていること。

必要に応じ、脱臭装置を設けること。

排ガス処理設備後の煙道の適当な位置に測定孔を設けること。

(測定孔の位置、大きさ等は巻末資料13を参照)

煙突は、通風力、大気拡散を考慮した高さとする。

(巻末資料11:最大着地濃度等の算定方法)

煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定ができる測定装置及び記録計が設置されていること。

なお、測定装置は、日本工業規格B7951に規定されたものであって、排ガス中の酸素濃度を基に酸素濃度12%換算値に換算することができるものであること。

#### (5) 灰出し設備及び貯留設備

集じん器により分離されたばいじんは、焼却灰と分離して排出し、貯留することができる灰出し設備及び貯留設備を設けること。ただし、ばいじん及び焼却灰を熔融設備を用いて熔融し、又は焼成設備を用いて焼成する方法により併せて処理する場合は、この限りでない。

灰出し設備は、ばいじん又は焼却灰が飛散、流出しない構造のものであること。

ばいじん又は焼却灰の熔融を行う場合は、次の要件を備えていること。

ア ばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に行うことができること。

イ 熔融に伴い生じる排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備等が設けられていること。

ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合は、次の要件を備えていること。

ア 焼成炉中の温度が1,000 以上の性状でばいじん又は焼却灰を焼成すること

ができること。

イ 焼成炉中の温度を連続的に測定、記録するための装置が設けられていること。

ウ 焼成に伴い生じる排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備等が設けられていること。

ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合には、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合することができる混練装置が設けられていること。

## 4 - 2 付帯設備

### (1) 受入設備

受入設備を設ける場合は、廃棄物の種類に応じ、以下のとおりとすること。

液状廃棄物の場合は、の1の(1)によること。

廃プラスチック類等の場合は、の1の(3)によるものとし、廃タイヤ等屋外保管しても差し支えないと認められるものにあつてはの1の(2)によること。

及び以外の廃棄物の場合は、の1の(5)によること。

### (2) 処理後の燃え殻の貯留設備

処理後の燃え殻の貯留設備は、燃え殻が特別管理廃棄物に該当する場合には、の3の(2)の規定によるものとし、該当しない場合には、の1の(5)の規定によるものとする。

### (3) 薬剤貯留設備

アルカリ等の薬剤貯留設備は、その材質及び容量が適切なものであること。

なお、当該薬剤貯留設備の周囲には、十分な容量が確保できる鉄筋コンクリート製の流出防止堤を設けるものとする。

### (4) 燃料の貯蔵設備

燃料の貯蔵設備の構造が消防法等の基準に適合していること。

### (5) 水質監視井戸

スクラバー等の湿式洗浄装置を設けた場合、原則として地下水の汚染を監視することができる適当な位置に1か所以上の水質監視井戸を設けること。ただし、当該洗浄装置が塩化水素のみの除去を目的としたものであるときは、この限りでない。

なお、当該井戸は、第一滞水層までの深さを有すること。

### (6) 水質測定装置

スクラバ - 等の湿式洗浄装置の洗浄水が循環式でない場合、管理事務所にpH、シアンに係る水質測定装置を設置すること。ただし、シアンに係る測定装置はシアンガス発生のおそれのある汚泥、廃プラスチック類を取り扱う場合に限る。

また、水質監視井戸を設ける場合には、併せて電気伝導率に係る測定装置を備えること。

## 4 - 3 特別管理廃棄物の処理施設

特別管理廃棄物の焼却施設については、4 - 1及び4 - 2の規定によるほか、次の要件を

備えたものであること。

(1) 設置場所

特別管理廃棄物の焼却施設の設置場所の床は、次のとおりとすること。

床はしゃ断型鉄筋コンクリート製の厚さ15cm以上のものとする。

床の周囲は、しゃ断型鉄筋コンクリート製の厚さ15cm以上の集水溝によりオーバーフロー液、漏出液及び床洗浄水を集水できる構造とすること。

また、集水溝の末端には集水ピットを設けること。

の集水ピットに集水された汚水は、排水処理設備等により適正に処理することができるものであること。

(2) 受入設備

受入設備は、廃棄物の種類に応じ以下のとおりとすること。

液状特別管理廃棄物の場合は、の3の(1)によること。

液状以外の特別管理廃棄物の場合は、の3の(2)によること。

感染性廃棄物の場合は、の3の(3)によること。

#### 4 - 4 小型焼却施設

法第8条第1項又は法第15条第1項の許可を要しない焼却施設の構造は、4-2(特別管理廃棄物の焼却施設にあっては4-2、4-3)の規定によるほか、次のとおりとする。

(1) 設置場所

焼却炉は無筋若しくは鉄筋コンクリート製の床又はそれに固定された堅牢な架台等に固定されていること。

(2) 焼却炉の構造

燃焼室内において廃棄物が燃焼しているときに、燃焼室に廃棄物を投入する場合には、外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること。ただし、ガス化燃焼方式その他の構造上やむを得ない焼却設備を除く。

空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく、燃焼室において発生するガスの温度が800 以上の状態で廃棄物を焼却できるものであること。

燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。ただし、加熱することなく燃焼ガスの温度を保つことができる性状を有する廃棄物のみを焼却する焼却設備にあつては、この限りでない。

燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定できる温度測定装置が設けられていること。

燃焼室へ必要な空気量を供給でき、かつ、供給空気量を調節できる装置が設置されていること。なお、当該装置は炉内を負圧に保持できるものであること。

煙突は、通風力、大気拡散を考慮した高さとする。

(巻末資料11:最大着地濃度等の算定方法)

(3) 排ガス処理設備

集じん装置等の排ガス処理設備を設置すること。

## 5 廃油の油水分離施設

### 5 - 1 主要設備

廃油の油水分離施設の主要設備の構造は、次のとおりとすること。

#### (1) 設置場所

油水分離設備は地上式とし、原則として建屋内に設置すること。

油水分離設備の床は、防油加工を施した鉄筋コンクリート製のものとすること。

油水分離槽の周囲には、鉄筋コンクリート製の十分な容量を有する流出防止堤を設けること。

また床には、オーバーフロー液、漏出液及び床洗浄水を集水し、排水処理設備等に導水できる措置が講じられていること。

#### (2) 油水分離設備の構造

油水分離設備は、処理しようとする廃油の性状に適し、油分が確実に回収できること。

また、油水分離槽の場合には、内部に防油加工を施した鉄筋コンクリート製等の堅牢な材質とし、必要に応じ、併せて防食加工を施すこと。

油水分離槽は、十分な滞留時間をとることができる容量であること。

#### (3) 供給設備

廃油の受入設備には、必要に応じ、油水分離槽等へ適正量の廃油を供給することができるよう定量ポンプ等の供給設備を設けること。

#### (4) 排水処理設備

分離水を排出する場合には、排水処理設備を設けること。

### 5 - 2 付帯設備

廃油の油水分離施設の付帯設備の構造は、次のとおりとすること。

#### (1) 受入設備

受入設備を設ける場合は、の1の(1)の規定によること。

#### (2) 処理後の油分の貯留設備

処理後の油分の貯留設備は、の1の(1)の規定によること。

#### (3) 廃油の流出事故対策

廃油の流出事故に備えるため、オイルフェンス、油吸着マット、油吸着剤等を備えるとともに、これらの保管場所を設けること。

#### (4) 水質測定装置

管理事務所にpH及び油分濃度に係る測定装置を備えること。

### 5 - 3 特別管理廃棄物の処理施設

特別管理廃棄物の油水分離施設の主要設備等の構造は、5 - 1及び5 - 2の規定によるほか、次の要件を備えたものであること。

#### (1) 設置場所及び構造



油水分離施設の設置場所の床及び油水分離槽の構造は、 の3の(1)の (「保管」を「油水分離」に読み替える。) によること。

(2) 受入設備

受入設備は、 の3の(1)の規定によること。

(3) 処理後の油分の貯留設備

処理後の油分の貯留設備は、 の3の(1)の規定によること。

## 6 廃酸・廃アルカリの中和施設

### 6 - 1 主要設備

廃酸・廃アルカリの中和施設の主要設備の構造は、次のとおりとすること。

(1) 設置場所

中和設備は地上式とし、建屋内に設置すること。

建屋の床は、浸透防止加工(廃酸の場合は、防食加工)を施した鉄筋コンクリート製のものとすること。

中和槽の周囲には、鉄筋コンクリート製の十分な容量を有する流出防止堤を設けること。

また、床には、オーバーフロー又は漏出した廃酸又は廃アルカリ及び床洗浄水を集水し、排水処理設備等に導水できる措置が講じられていること。

(2) 中和設備の構造

中和設備は、処理する廃酸又は廃アルカリの性状に適した材質の槽構造のもの(以下この項において「中和槽という。')であること。また、中和槽をコンクリート製とするときは、防食加工を施した鉄筋コンクリート製のものとすること。

中和槽には、廃酸又は廃アルカリと中和剤とを十分に混合することができる攪拌装置が設けられていること。

中和槽内及び中和槽出口に、pH計及びその自動記録装置を設けることとし、必要に応じて、pH計は遠隔測定方式のものとすること。

中和剤の薬剤貯留設備は、酸及びアルカリの両方のものを備え、かつ、適切な材質及び容量であること。

(3) 供給設備

中和設備が自動処理方式のものである場合、廃酸又は廃アルカリの中和槽への移送量を調節できる定量ポンプ等の供給装置及び(2)の pH計と連動する自動制御方式の中和剤注入装置を設けること。

(4) 排水処理設備

中和後の汚水を処理することができる排水処理設備を設けること。

### 6 - 2 付帯設備

廃酸・廃アルカリの中和施設の付帯設備の構造は、次のとおりとすること。

(1) 受入設備

- 受入設備を設ける場合は、 の1の(1)の規定によること。
- (2) 処理後の汚泥の貯留設備  
処理に伴い発生する汚泥の貯留設備は、その性状により の1の(1)又は(5)の規定によること。
- (3) 薬剤貯留設備  
中和剤の薬剤貯留設備の周囲には、鉄筋コンクリート製の十分な容量を有する流出防止堤を設けること。
- (4) 水質測定装置  
管理事務所にpH及び電気伝導率に係る測定装置を備えること。

### 6 - 3 特別管理廃棄物の処理施設

特別管理廃棄物の中和施設の主要設備等の構造は、6 - 1及び6 - 2の規定によるほか、次のとおりとすること。

- (1) 設置場所及び構造  
中和設備が設置される場所の床及び中和槽は、 の3の(1)の (「保管」を「中和」に読み替える。)の規定によること。
- (2) 受入設備  
受入設備を設ける場合は、 の3の(1)の規定によること。
- (3) 処理後の汚泥の貯留設備  
処理後の汚泥の貯留設備は、廃棄物の性状により の3の(1)又は(2)の規定によること。

## 7 破碎・圧縮・切断施設

### 7 - 1 主要設備

- (1) 設置場所  
破碎機、圧縮機、切断機は、原則として建屋内に設置すること。ただし、がれき類又はガラスくず類(廃石膏ボードを除く。以下同じ。)の破碎施設にあっては、この限りでない。  
必要に応じて、建屋はしゃ音構造のものであること。
- (2) 粉じん防止措置  
破碎機、圧縮機、切断機を屋内に設置する場合は、粉じんが建屋から周囲に飛散することを防止するため、必要に応じて建屋内に集じん装置を設置すること又は粉じん発生箇所に覆いの設置若しくは散水装置を設置すること。  
がれき類又はガラスくず類の破碎施設を屋外に設置する場合にあっては、周囲の状況に応じて、粉じん発生箇所に覆い若しくは散水装置を設置すること。
- (3) 排水処理設備  
がれき類又はガラスくず類の破碎施設を屋外に設置する場合にあっては、場内の汚水を集水し、必要に応じて、pH調整及び懸濁物質沈殿等の処理をすることができる排

水処理施設を設けること。

## 7 - 2 付帯設備

### (1) 受入設備

受入設備を設ける場合は、廃棄物の種類に応じて の1の(2)又は(3)によること。

### (2) 処理後の破砕物等の貯留設備

処理後の破砕物等の貯留設備を設ける場合にあつては、廃棄物の種類に応じて、の1の(2)又は(3)の規定によること。

### (3) 水質測定装置等

管理事務所には、騒音、振動、pHに係る測定装置が備えられていること。ただし、施設の種類及び規模によって、騒音の測定装置のみとすることができる。

## 7 - 3 移動式破砕施設

廃棄物の破砕を行う移動式中間処理施設の構造は、次のとおりとすること。

### (1) 車両等の構造

車両等の構造が、関係法令の基準に適合しており、破砕機及び付帯設備は移動に支障がないよう車台に固定されていること。

### (2) 粉じん防止措置

周囲の状況に応じて、粉じん発生箇所に覆い若しくは散水設備が設置されていること。

### (3) 騒音及び振動の防止

適切な防音及び防振措置が講じられていること。なお、防音及び防振措置を行った場合であっても、維持管理目標値に適合しない場合は、当該排出事業場等における破砕処理は行わないものとする。

### (4) 処理後の破砕物の貯留設備

処理後の破砕物を現場等に一時的に保管する場合は、粉じん、汚水が発生しないよう措置するとともに、別途車両基地等に保管場所を設ける場合、その構造は の1の(2)の規定によるものとする。

## 8 固型化施設

### 8 - 1 主要設備

#### (1) 設置場所

固型化設備は建屋内に設置されていること。

固型化設備は、しゃ断型鉄筋コンクリート製の床又はそれに固定された堅牢な架台等に固定されていること。

建屋の床は、しゃ断型鉄筋コンクリート製の厚さ15cm以上のものとする。

床の周囲に、しゃ断型鉄筋コンクリート製の厚さ15cm以上の集水溝が設けられていること。

また、集水溝の末端には、集水ピットを設けること。

の集水ピットに集水された汚水は、排水処理設備等により適正に処理することが

できるものであること。

(2) 固型化設備の構造

特別管理廃棄物等の固型化設備(打ち抜きプレス機)は、コンクリート固型化物の一軸圧縮強度並びにその大きさ及び形状を、「金属等を含む廃棄物の固型化に関する基準(昭和52年環境庁告示第5号)」に適合させることができるものであること。

処理する廃棄物の含水率を一定にするため、必要に応じて、乾燥施設が設けられていること。

水硬性セメント、水及び廃棄物を均質に混合できる混練設備並びにそれらの所定量を混練設備に供給することができる定量供給装置が設けられていること。

(3) 固型化物の養生場所の構造

固型化物の養生のための場所は、三方の壁及び床がしゃ断型鉄筋コンクリート製である建屋内とし、残る一か所の開口部には、適切な雨水流入防止措置が講じられていること。

(4) 排水処理設備

床洗浄水等処理するため、排水処理設備を設けること。

## 8 - 2 付帯設備

(1) 受入設備

受入設備は、廃棄物の性状により 3の(1)又は(2)によること。

(2) 処理後の13号廃棄物の貯留設備

処理後の13号廃棄物(コンクリート固型化物)の貯留設備は、別表6の有害判定基準の適合状況により 3の(1)又は 3の(2)の規定によること。

(3) 燃料の貯蔵設備

乾燥用熱源として重油等を使用する場合にあっては、その貯蔵設備の構造が消防法等の基準に適合していること。

(4) 試験室

受入廃棄物及び処理後の廃棄物の試験を行うため、必要な機器を備えた試験室を設けること。

## 9 汚泥、廃酸、廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設

### 9 - 1 酸化分解施設の主要設備

(1) 設置場所

酸化分解設備は地上式とし、建屋内に設置すること。

建屋の床は、防食加工を施したしゃ断型鉄筋コンクリート製の厚さ15cm以上のものとする。

酸化分解槽の周囲には、しゃ断型鉄筋コンクリート製の十分な容量を有する流出防止堤を設けること。

流出防止堤の周囲は、しゃ断型鉄筋コンクリート製の厚さ15cm以上の集水溝により、

オーバーフロー液、漏出液を集水できるものとする。

また、集水溝の末端には、集水ピットを設けること。

の集水ピットに集水された汚水は、排水処理設備等により適正に処理することができるものであること。

## (2) 酸化分解設備の構造

酸化分解設備は、処理しようとする廃酸・廃アルカリの性状に適した材質の槽構造のもの(以下「酸化分解槽」という。)であること。また、酸化分解槽がコンクリート製の場合には、防食加工を施したしゃ断型鉄筋コンクリート製の厚さ15cm以上のものとする。

酸化分解設備は、アルカリ塩素法にあっては、シアン酸生成過程及びシアン酸分解過程の二段階について十分な反応時間が確保できる構造のものであること。

酸化分解槽には、シアンを含む廃酸又は廃アルカリとpH調整剤及び酸化剤とを速やかに混合することができる攪拌装置が設けられていること。

pH調整剤及び酸化剤等の供給量を調整する設備が設けられていること。

酸化分解槽内及び出口に遠隔測定方式のpH計及び酸化還元電位計、CN計及びその自動記録計が設置されていること。

pH調整剤及び酸化剤等の供給調整設備は、の測定装置と連動して作動するものであること。

pH調整剤及び酸化剤の薬剤貯留設備は、その材質及び容量が適切なものであること。なお、pH調整剤については酸及びアルカリの両方のものを備えること。

## (3) 排水処理設備

酸化分解後の汚水を処理することができる排水処理設備を設けること。

## 9 - 2 酸化分解施設の付帯設備

### (1) 受入設備

受入設備は、の3の(1)の規定によること。

### (2) 薬剤貯留設備

pH調整剤及び酸化剤の薬剤貯留設備の周囲には、十分な容量が確保できる流出防止堤が設けられていること。

### (3) 処理後の汚泥の貯留設備

処理に伴い発生する汚泥の貯留設備は、当該汚泥の性状によりの1の(1)又は(5)若しくはの3の(1)又は(2)の規定によること。

## 9 - 3 高温熱分解施設の主要設備

高温熱分解施設の主要設備の構造は、次の要件を備えること。

### (1) 設置場所

高温熱分解設備は地上式とし、建屋内に設置すること。

高温熱分解設備は、しゃ断型鉄筋コンクリート製の床又はそれに固定された堅牢な

架台等に固定されていること。

高温熱分解設備の設置場所の床は、しゃ断型鉄筋コンクリート製の厚さ15cm以上のものとする。

床の周囲は、しゃ断型鉄筋コンクリート製の厚さ15cm以上の集水溝によりオーバーフロー液、漏出液又は床洗浄水を集水できる構造とすること。

また、集水溝の末端には集水ピットを設けること。

の集水ピットに集水された汚水は、排水処理設備等により適正に処理することができるものであること。

## (2) 高温熱分解設備の構造

廃棄物の供給設備

4 - 1の(2)の の規定によること。

分解室の出口における炉温が900 以上の状態でシアン化合物を分解することができるものであって、当該温度に対し、十分な耐熱性を有すること。

分解室の出口における炉温を速やかに900 以上にし、安定してこれを保つことができる助燃装置を設けること。

分解室の出口における炉温が確認できる温度測定装置及びその記録装置を設けること。

高温熱分解をより確実にを行うため、950 以上で再燃でき、かつ当該温度に対し十分な耐熱性を有する後燃焼装置を設けるとともに、当該後燃焼部分の炉温を確認できる温度測定装置を設けること。ただし、高温熱分解炉出口の温度を950 以上に保つことができる構造である場合は、この限りでない。

高温熱分解炉及び後燃焼部分へ十分な空気を供給でき、かつ、供給量を調整できる装置を設けること。なお、当該装置は、炉内を負圧に保つことができるものであること。

高温熱分解炉及び後燃焼装置の材質は 、 に規定する温度に対し十分な耐熱性を有すること。

爆発的な燃焼等の事故を防止するため、異常高温を感知する警報装置を設けること。

停電時等の異常低温を感知し、自動的に高温熱分解を停止させるとともにガスの排出を停止させることができる設備又は非常用発電機を設けること。

## 9 - 4 高温熱分解施設の付帯設備

シアンを含む汚泥の高温熱分解施設の付帯設備の構造は、次の要件を備えること。

### (1) 受入設備

受入設備の構造は、汚泥の性状により の3の(1)又は(2)の規定によること。

### (2) 燃料の貯蔵設備

燃料に重油等を使用する場合は、貯蔵設備の構造が消防法等の基準に適合すること。

### (3) 処理後の燃え殻の貯留設備

処理後の燃え殻の貯留設備は、 の1の(5)の規定によること。

## 10 廃アスファルトの再生施設

### 10 - 1 主要設備

廃アスファルトの再生施設の主要設備の構造は、次のとおりとすること。

#### (1) 設置場所

再生設備は、無筋コンクリート製の床又はそれに固定された堅牢な架台等に固定されていること。

#### (2) 再生設備の構造

トロンメル、ベルトコンベアー等から発生する粉じんの飛散を防止するため、粉じん発生箇所を覆い又は集じん装置を設けること。

#### (3) 排ガス処理設備

の2 - 2の(15)の規定による他、次の要件を備えた排ガス処理設備を設けること。

ばいじん除去のための集じん装置及び、必要に応じて脱臭装置を設けること。

排ガス処理設備後の煙道の適当な位置に測定孔を設けること。

(測定孔の位置、大きさ等は巻末資料13を参照)

### 10 - 2 付帯設備

廃アスファルトの再生施設の付帯設備の構造は、次のとおりとすること。

#### (1) 受入設備

受入設備を設ける場合は、の1の(2)の規定によること。

#### (2) 燃料の貯蔵設備

再生設備の熱源として重油等を使用する場合は、貯蔵設備の構造が消防法等の基準に適合すること。

## 11 肥料化・飼料化施設

### 11 - 1 堆肥化施設の主要設備

堆肥化施設の主要設備の構造は、次のとおりとすること。

#### (1) 設置場所

堆肥化設備は建屋内に設置すること。

#### (2) 堆肥化設備の構造

発酵槽は、合成樹脂製又は鉄筋コンクリート製等の堅牢なものであること。

好気性の処理方式の場合には、発酵をむらなく行うため、繰り返し装置等を設けること。

処理する産業廃棄物の含水率を一定にするため、必要に応じて脱水又は乾燥設備を設けること。

発酵温度確認のための温度測定装置を設けること。

#### (3) 悪臭防止設備

周囲への悪臭の発散を防止するため、脱臭装置を設けること。

#### (4) 排水処理設備

施設から汚水を排出する場合、排水処理設備を設けること。

(5) その他

肥料として販売する場合は、肥料取締法(昭和25年法律第127号)の基準を満たすこと。

### 11 - 2 堆肥化施設の付帯設備

堆肥化施設の付帯設備の構造は、次のとおりとすること。

(1) 受入設備

受入設備を設ける場合は、の1の(1)又は(5)の規定によること。

(2) 燃料の貯蔵設備

乾燥設備の熱源として重油等を使用する場合は、貯蔵設備等の構造が消防法等の基準に適合すること。

(3) 肥料の貯留設備

肥料の適切な貯留設備を設けること。なお、貯留設備の床は、浸透防止加工を施した無筋コンクリート製のものとし、貯留量に応じた雨水対策を講ずること。

### 11 - 3 飼料化施設の主要設備

飼料化施設の主要設備の構造は、次のとおりとすること。

(1) 設置場所

飼料化設備は建屋内に設置すること。

破砕機、蒸煮装置、乾燥機及び油水分離装置は、鉄筋コンクリート製の床又はそれに固定された架台等に固定すること。

(2) 飼料化設備の構造

蒸煮装置は、加圧及び熱処理が適切に行えるもので、悪臭の漏れを防止するため密閉型とすること。

蒸煮装置は、耐熱性、耐圧性に優れ、油の浸透しない材質とすること。

遠心分離機等は、油脂とその他に適切に分離できる装置であること。

(3) 悪臭防止設備

周囲への悪臭の発散を防止するため、脱臭装置を設けること。

(4) 排水処理設備

施設から汚水を排出する場合、排水処理設備を設けること。

### 11 - 4 飼料化施設の付帯設備

飼料化施設の付帯設備の構造は、次のとおりとすること。

(1) 受入設備

受入設備を設ける場合、の1の(5)の規定によること。

ただし、受入から処理までの間に腐敗の進むおそれのある場合には、密閉型で、冷蔵可能な保管設備で保管することが望ましい。



なお、この場合、保管設備の構造は 1の(1) の規定によること。

(2) 燃料の貯蔵設備

重油等を使用する場合は、貯蔵設備の構造が消防法等の基準に適合すること。

(3) 飼料の貯留設備

飼料の適切な貯留設備を設けること。なお、貯留設備の床は、浸透防止加工を施した無筋コンクリート製のものとし、貯留量に応じた雨水対策を講ずること。

なお、油脂の貯留設備は、油脂の浸透しない材料により造られていること。

## 12 廃プラスチック類の溶融固化・油化施設

### 12 - 1 溶融固化施設の主要設備

廃プラスチック類の溶融固化施設の主要設備の構造は、次のとおりとすること。

(1) 設置場所

廃プラスチック類の溶融固化設備は、建屋内に設置すること。

(2) 溶融固化設備の構造

破砕機・選別装置

ア 前処理のため、必要に応じて破砕機及び選別装置を設けること。

イ 破砕機、選別装置は無筋コンクリート製の床又はこれに固定された堅牢な架台等に固定すること。

溶融固化装置、減容機

ア 溶融固化装置又は減容機は、熱風又は摩擦熱により軟化、溶融を適切に行うことができるものであり、かつ、耐熱性を有すること。

イ 溶融固化装置又は減容機は、適切な固化、成型が行えること。

ウ 溶融固化装置又は減容機は、廃プラスチックの種類、処理方法に応じて、耐酸性、耐アルカリ性、耐磨耗性を有すること。

エ 溶融固化装置又は減容機は、無筋コンクリート製の床又はこれに固定された架台等に固定すること。

加熱装置

ア 加熱装置は、軟化・溶融温度を一定の範囲で保つことができる装置であること。

イ 加熱装置は、引火、爆発のおそれのない装置とすること。

測定装置

加熱温度を確認するための温度測定記録装置を設けること。

(3) 悪臭防止設備

悪臭が発生する場合、悪臭防止設備を設けること。

(4) 粉じん防止措置

破砕設備から粉じんの発生のおそれがある場合、集じん装置を設ける等の措置を講ずること。

### 12 - 2 溶融固化施設の付帯設備

廃プラスチック類の溶融固化施設の付帯設備の構造は、次のとおりとすること。

(1) 受入設備

受入設備を設ける場合は、の1の(2)又は(3)の規定によること。

(2) 燃料の貯蔵設備

溶融固化装置の熱源として灯油等を使用する場合には、その貯蔵設備等の構造を消防法及び関係法令の基準に適合させること。

(3) 処理後のプラスチック類の貯留設備

溶融固化後の固型物の貯留設備は、の1の(2)又は(3)の規定によること。

なお、貯留設備の床は、浸透防止加工を施した無筋コンクリート製の構造とすること。

### 12 - 3 移動式溶融固化施設

廃プラスチック類の溶融固化を行う移動式中間処理施設は、12 - 1の(2)、(3)、(4)及び12 - 2の(2)の規定によるほか、次の要件を備えること。

なお、廃棄物の溶融固化は当該廃棄物を排出する事業場で行うこととする。

(1) 車両等の構造

車両等の構造が、関係法令の基準に適合しており、溶融機は移動に支障がないよう車台に固定されていること。

(2) 処理後のプラスチック類の貯留設備

溶融固化後の固型物を車両に貯留する場合には、施設能力に応じて十分な容量及び耐久性を有する貯留設備を搭載すること。

### 12 - 4 油化施設の主要設備

廃プラスチック類の油化施設の主要設備の構造は、次のとおりとすること。

(1) 設置場所

廃プラスチック類の油化施設は、建屋内に設置すること。

回収タンクの周囲には、浸透防止加工を施した鉄筋コンクリート製の十分な容量を有する流出防止堤を設けること。

(2) 油化設備の構造

油化方式

廃プラスチック類の油化方式は、廃プラスチックの種類に適した方式とすること。

破碎設備、分別設備

ア 破碎機は、溶融・熱分解設備に投入しやすい大きさまで破碎できること。また、分別設備は油化不適物を確実に除去できること。

イ 破碎機及び分別設備は、鉄筋コンクリート製の床又はこれに固定された架台等に固定すること。

溶融・熱分解設備

ア 溶融・熱分解設備は、溶融熱分解温度に対して耐熱性を有する材料によること。

イ 溶融・熱分解設備は、廃プラスチックの種類により適切な温度及び滞留時間が確保されていること。

ウ 当該施設内で発生する塩化水素が、排ガス処理設備へ排出される構造となっていること。

エ 溶融・熱分解設備は、鉄筋コンクリート製の床又はこれに固定された架台等に固定すること。

(3) 排ガス処理設備

溶融・熱分解設備から発生する排ガスを処理するため、排ガスの種類に応じて、の2-2の(15)の規定による他、次の要件に適合した排ガス処理設備を設けること。

排ガス中にシアンガス、塩化水素が含まれる場合には、その除去装置を設けること。この場合、除去装置は原則としてスクラバー等の湿式洗浄方式とし、洗浄水が循環式でない場合は、洗浄水を処理することができる排水処理設備を設けること。

(4) 悪臭防止設備

悪臭が発生する場合、悪臭防止設備を設けること。

(5) 粉じん防止措置

破碎設備から粉じん発生のおそれがある場合、集じん装置を設ける等の措置を講ずること。

## 12-5 油化施設の付帯設備

廃プラスチック類の油化施設の付帯設備の構造は、次のとおりとすること。

(1) 受入設備

受入設備を設ける場合、の1の(3)の規定によること。

(2) 燃料の貯蔵設備

溶融・熱分解設備の熱源として灯油等を使用する場合には、その貯蔵設備等の構造を消防法及び関係法令の基準に適合させること。

(3) 処理後の回収油及び残渣の貯留設備

回収油の貯留設備の構造は、消防法等の基準に適合すること。

残渣の貯留設備は、の1の(2)又は(3)の規定によること。

(4) 薬剤貯留設備

薬剤貯留設備は、その材質及び容量が適切なものであること。なお、当該薬剤貯留設備の周囲には、十分な容量を有する浸透防止加工を施したコンクリート製の流出防止堤を設けること。

## 13 破碎圧縮固化施設(RPF製造施設)

### 13-1 主要設備

(1) 設置場所

破碎圧縮固化施設は、建屋内に設置すること。

(2) 破碎圧縮固化施設の構造

破碎設備

破碎によつて生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器、散

水装置その他の必要な装置が設けられていること。

#### 供給設備

定量ずつ連続的に廃プラスチック類等を成形設備に投入することができる供給設備が設けられていること。

#### 成型設備

設備内の温度又は設備の出口における温度若しくは一酸化炭素の濃度を連続的に測定するための装置が設けられた成形設備が設けられていること。

#### 冷却設備

次の要件を備えた冷却設備が設けられていること。ただし、処理後の圧縮固化物の温度が、保管設備へ搬入するまでに外気温度を大きく上回らない程度となる場合は、この限りでない。

ア 処理後の圧縮固化物の温度を外気温度を大きく上回らない程度に冷却できるものであること。

イ 冷却設備の入口及び出口における温度を連続的に測定するための装置が設けられていること。ただし、水に浸して処理後の圧縮固化物を冷却する場合は、この限りでない。

ウ 冷却設備内の温度又は一酸化炭素の濃度を連続的に測定するための装置が設けられていること。ただし、水に浸して処理後の圧縮固化物を冷却する場合は、この限りでない。

## 13 - 2 付帯設備

### (1) 受入設備

受入設備を設ける場合は、廃棄物の種類に応じて 1の(2)又は(3)によること。

### (2) 処理後の圧縮固化物の貯留設備等

処理後の圧縮固化物を保管する場合にあつては、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。

ア 常時換気することができる構造であること。

イ 散水装置、消火栓その他の消火設備が設けられていること。

処理後の圧縮固化物をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合( に掲げる場合を除く。)にあつては、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。

ア 保管設備内の温度及び一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

イ 異常な温度の上昇その他の異常な事態が生じた場合に、処理後の圧縮固化物を速やかに取り出すことができる構造であること又は不活性ガスを封入するための装置その他の発火を防止する設備が設けられていること。

処理後の圧縮固化物をピットその他の外気に開放された場所に容器を用いずに保管する場合であつて、当該保管の期間が7日を超えるとき、又は保管することのできる処理後の圧縮固化物の数量が、圧縮固化を行う設備の1日当たりの処理能力に相当する数量に7を乗じて得られる数量を超えるときは、次の要件を備えた保管設備が

設けられていること。

ア 処理後の圧縮固化物の表面温度を連続的に監視するための装置が設けられていること。

イ 保管設備内の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。ただし、処理後の圧縮固化物を外気に開放されていることにより通風が良好である場所に保管する場合には、この限りでない。

処理後の圧縮固化物をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合であつて、当該保管の期間が7日を超えると、又は保管することのできる処理後の圧縮固化物の数量が、圧縮固化を行う設備の1日当たりの処理能力に相当する数量に7を乗じて得られる数量を超えると、の規定にかかわらず、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。

ア 処理後の圧縮固化物の酸化による発熱又は発生した熱の蓄積を防止するために必要な措置が講じられていること。

イ 処理後の圧縮固化物を連続的に保管設備に搬入する場合は、当該処理後の圧縮固化物の表面温度を連続的に監視するための装置が設けられていること。ただし、他の保管設備において保管していた処理後の圧縮固化物を搬入する場合は、この限りでない。

ウ 保管設備内の温度、一酸化炭素の濃度その他保管設備を適切に管理するために必要な項目を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

エ 異常な温度の上昇その他の異常な事態が生じた場合に、不活性ガスを封入するための装置その他の発火を防止する設備が設けられていること。

## 14 廃石綿等又は石綿含有廃棄物の溶融施設

### 14 - 1 主要設備

廃石綿等又は石綿含有廃棄物の溶融施設の構造は、次のとおりとする。

#### (1) 設置場所

溶融炉は、必要に応じて建屋内に設置すること。

溶融炉は、鉄筋コンクリート製の床又はそれに固定された堅牢な架台等に固定されていること。

#### (2) 溶融炉の構造

##### 廃棄物供給設備

ア 外気と遮断された状態で廃石綿等又は石綿含有廃棄物を溶融炉内に投入することができる供給装置が設けられていること。ただし、廃棄物の溶融中に廃棄物を投入することができない溶融施設にあつては、この限りでない。

イ 廃棄物の供給装置は、密閉可能な建屋内に設置すること。

ウ 粉じんの飛散を防止するための措置が講じられていること。

##### 溶融炉

ア 廃石綿等又は石綿含有廃棄物を1,500 以上の状態で溶融することができるもので

あること。

イ アの温度を廃石綿等又は石綿含有廃棄物の溶融に必要な滞留時間の間保つことができるものであること。

ウ 適切な溶融炉内の温度を保つため、溶融炉内の空気量を調節することができる設備その他の必要な設備が設けられていること。

エ 溶融炉内の温度を間接的に把握することができる位置に、当該位置の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。ただし、溶融炉内の温度を直接的、かつ、連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられている場合は、この限りでない。

#### 排ガス処理設備

ア 排気口又は排気筒から排出される排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備(ばいじんを除去する高度の機能を有するものに限る。)が設けられていること。

イ 排ガス処理設備後の煙道の適当な位置に測定孔を設けること。(測定孔の位置、大きさ等は巻末資料13を参照)

#### 流動状態の確認設備

ア 溶融処理に伴い生ずる物(ばいじんを除く。以下「溶融処理生成物」という。)の流動状態が確認できる設備が設けられていること。

#### 破碎設備

溶融炉内に石綿含有廃棄物を投入するために必要な破碎を行う場合にあっては、次の要件を備えた破碎設備が設けられていること。

ア 投入する廃棄物に破碎に適さないものが含まれていないことを連続的に監視するために必要な措置が講じられていること。

イ 建物の中に設けられていること。ただし、周囲に石綿含有廃棄物が飛散しないように破碎設備と一体となった集じん器が設けられている場合は、この限りでない。

ウ 破碎によつて生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器(粉じんを除去する高度の機能を有するものに限る。)及び散水装置その他必要な装置が設けられていること。

## 14 - 2 付帯設備

廃石綿等又は石綿含有廃棄物の溶融施設の付帯設備の構造は、次のとおりとすること。

### (1) 受入設備

受入設備を設ける場合は、廃石綿等については 3の(2)の規定によるものとし、石綿含有廃棄物については 1の(5)の規定によるものとする。

### (2) 溶融処理生成物等の貯留設備

溶融処理生成物及びばいじんの貯留設備は、これらが特別管理廃棄物に該当する場合には 3の(2)の規定によるものとし、該当しない場合には 1の(6)の規定によるものとする。

### (3) 薬剤貯留設備

アルカリ等の薬剤貯留設備は、その材質及び容量が適切なものであること。

なお、当該薬剤貯留設備の周囲には、十分な容量が確保できる鉄筋コンクリート製の流出防止堤を設けるものとする。

(4) 燃料の貯蔵設備

燃料の貯蔵設備の構造が消防法等の基準に適合していること。

(5) 水質監視井戸

スクラバー等の湿式洗浄装置を設けた場合、原則として地下水の汚染を監視することができる適当な位置に1か所以上の水質監視井戸を設けること。ただし、当該洗浄装置が塩化水素のみの除去を目的としたものであるときは、この限りでない。

なお、当該井戸は、第一滞水層までの深さを有すること。

(6) 水質測定装置

スクラバ - 等の湿式洗浄装置の洗浄水が循環式でない場合、管理事務所にpH測定装置を設置すること。

また、水質監視井戸を設ける場合には、併せて電気伝導率に係る測定装置を備えること。

## 15 灰溶融施設

### 15 - 1 主要設備

灰溶融施設の構造は、次のとおりとすること。

(1) 設置場所

必要に応じて建屋内に設置すること。

鉄筋コンクリート製の床又はそれに固定された堅牢な架台等に固定されていること。

(2) 溶融炉の構造

廃棄物供給設備

ア 外気と遮断された状態で灰を溶融炉内に投入することができる供給装置が設けられていること。ただし、廃棄物の溶融中に廃棄物を投入することができない溶融施設にあっては、この限りでない。

溶融炉

ア 灰の溶融に必要な温度状態(灰の融点以上)で溶融することができるものであること。

イ アの温度を灰の溶融に必要な滞留時間の間保つことができるものであること。

ウ 適切な溶融炉内の温度を保つため、溶融炉内の空気量を調節することができる設備その他必要な設備が設けられていること。

エ 溶融炉内の温度を間接的に把握することができる位置に、当該位置の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。ただし、溶融炉内の温度を直接的、かつ、連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられている場合は、この限りでない。

排ガス処理設備

ア 排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備が設けられていること。

イ 排ガス処理設備後の煙道の適当な位置に測定孔を設けること。(測定孔の位置、大きさ等は巻末資料13を参照)

流動状態の確認設備

ア 熔融処理に伴い生ずる物(ばいじんを除く。以下「熔融処理生成物」という。)の流動状態が確認できるものであること。

## 15 - 2 付帯設備

灰熔融施設の付帯設備の構造は、次のとおりとすること。

### (1) 受入設備

受入設備を設ける場合は、処理する廃棄物が特別管理廃棄物に該当する場合にはの3の(2)の規定によるものとし、該当しない場合にはの1の(5)の規定によるものとする。

### (2) 熔融処理生成物等の貯留設備

熔融処理生成物及びばいじんの貯留設備は、これらが特別管理廃棄物に該当する場合にはの3の(2)の規定によるものとし、該当しない場合にはの1の(5)の規定によるものとする。

### (3) 薬剤貯留設備

アルカリ等の薬剤貯留設備は、その材質及び容量が適切なものであること。

なお、当該薬剤貯留設備の周囲には、十分な容量が確保できる鉄筋コンクリート製の流出防止堤を設けるものとする。

### (4) 燃料の貯蔵設備

燃料の貯蔵設備の構造が消防法等の基準に適合していること。

### (5) 水質監視井戸

スクラバー等の湿式洗浄装置を設けた場合、原則として地下水の汚染を監視することができる適当な位置に1か所以上の水質監視井戸を設けること。ただし、当該洗浄装置が塩化水素のみの除去を目的としたものであるときは、この限りでない。

なお、当該井戸は、第一滞水層までの深さを有すること。

### (6) 水質測定装置

スクラバ - 等の湿式洗浄装置の洗浄水が循環式でない場合、管理事務所にpH測定装置を設置すること。

また、水質監視井戸を設ける場合には、併せて電気伝導率に係る測定装置を備えること。

## 16 熱分解施設

### 16 - 1 主要設備

熱分解施設の主要設備の構造は、次のとおりとすること。



(1) 設置場所

熱分解施設は、必要に応じて建屋内に設置すること。

無筋若しくは鉄筋コンクリート製の床又はそれに固定された堅牢な架台等に固定されていること。

(2) 熱分解施設の構造

炭化水素油又は炭化水素を生成する場合は、次の から までのとおりとする。

それ以外の場合にあつては、廃棄物の熱分解に必要な温度を適正に保ち、生活環境の保全上の支障が生じないようにするため、 から までの措置のうち必要なものが講じられていること。

廃棄物供給設備

ア 前処理を行うために破砕施設を設置する場合は、「7破砕・圧縮・切断施設」に準ずること。

イ 熱分解室内の温度及び圧力が変化しないよう、外気と遮断された状態で定量ずつ廃棄物を熱分解室に投入することができるものであること。ただし、廃棄物の熱分解中に廃棄物を投入することができない施設にあつては、この限りでない。

熱分解室

ア 熱分解室内への空気の流入を防ぐことにより、熱分解室内の廃棄物を燃焼させない構造のものであること。

イ 廃棄物の熱分解を行うのに必要な温度及び圧力を適正に保つことができるものであること(圧力については、加圧を行う場合に限る。)

ウ 熱分解室内の温度及び圧力を定期的に測定できる構造のものであること(圧力については、加圧を行う場合に限る。)

エ 熱分解室内の温度又は圧力等に異常が生じた場合の警報装置、不活性ガスを封入するための装置その他の発火を防止する設備が設けられていること。

残さの冷却設備

ア 処理に伴つて生じた残さ(炭化物を含む。以下同じ。)を排出する場合にあつては、残さが発火しないよう、排出された残さを直ちに冷却することができるものであること。

なお、熱分解の終了後、熱分解室内の残さが外気に接することなく一定時間放置され、発火に至らない温度にまで低下した後に熱分解室から排出される場合にあつては、排出後に冷却する必要はないこと。

排ガス処理設備

ア 処理に伴つて生じたガスのうち炭化水素油として回収されないガス(塩化水素、炭化水素等)を、薬液洗浄や活性炭吸着等により燃焼させることなく適正に処理することができるものであること。

なお、当該ガスを当該設備で燃焼させる場合、当該施設は焼却施設に該当すること(再生利用を目的として炭化水素油を生成する場合(生成される炭化水素油の重量が処理した廃棄物の重量の40%以上であり、かつ、処理に伴つて生じたガスのうち炭化水素油として回収されないガスの重量が処理した廃棄物の重量の25

%以下の場合に限る。)において、燃焼処理するときを除く。)

イ 水素ガスが発生する場合は、速やかに処理(拡散を含む)することができる設備及び濃度が上昇した場合の警報装置を設けること。

ウ 必要に応じて、脱臭装置を設けること。

エ 必要に応じて、排ガス処理設備後の煙道の適当な位置に測定孔を設けること。  
(測定孔の位置、大きさ等は巻末資料13を参照)

## 16 - 2 付帯設備

熱分解施設の付帯設備は、次のとおりとすること。

### (1) 受入設備

受入設備を設ける場合は、 の1の(2)又は(3)によるものとする。

### (2) 処理後の燃え殻の貯留設備

処理後の燃え殻の貯留設備は、 の1の(5)によるものとする。

### (3) 薬剤貯留設備

アルカリ等の薬剤貯留設備は、その材質及び容量が適切なものであること。

なお、当該薬剤貯留設備の周囲には、十分な容量が確保できる鉄筋コンクリート製の流出防止堤を設けるものとする。

### (4) 燃料の貯蔵設備

燃料の貯蔵設備の構造が消防法等の基準に適合していること。

## 17 その他の中間処理施設

その他の中間処理施設にあっては、処理方法が1から16までに掲げる中間処理施設と類似する場合はそれに準ずること。

## 特定小型焼却施設の基準

特定小型焼却施設の構造及び設備は、 から までの規定にかかわらず、次のとおりとすること。

### 1 管理設備等

#### (1) 掲示板

保管施設に様式第1に示す掲示板を、特定小型焼却施設に様式第4に示す掲示板を設けること。

特定小型焼却施設の掲示板の位置は原則、処理施設区域の入口付近とし、保管施設の掲示板の位置は原則、保管施設の付近とすること。

保管施設の掲示板の付近には、保管の方法を示した図面を併せて掲示すること。

様式第1 保管施設の掲示板

産業(一般)廃棄物の保管施設				20	100
産業(一般)廃棄物の種類				20	
保管量		保管の最高高さ		20	
施設の	住所			20	
管理者	氏名	連絡先		20	
50		50		150	

様式第4 特定小型焼却施設の掲示板

特定小型焼却施設				20	100
産業(一般)廃棄物の種類		処理能力		20	
施設の	住所			20	
管理者	氏名	連絡先		20	
処理責任者名				20	
50		50		25	
150		25		25	

注1) 寸法の単位はcmとすること。

2) 原則として、上記の寸法によるものとするが、設置場所に応じて縮小したものであっても差し支えないこと。ただし、縦及び横の寸法はいずれも60cm以上とすること。

- 3) 材質は耐水性のもので、強度が十分あること。
- 4) 塗装は、下地を白色、文字は黒色とすること。
- 5) 特別管理廃棄物にあつては、「産業(一般)廃棄物」とあるのを「特別管理産業(一般)廃棄物」とすること。
- 6) 保管の最高の高さは、屋外において容器を用いずに産業(一般)廃棄物を保管する場合に、記載すること。なお、記載しない場合は、当該欄は削除しても差し支えないこと。

## (2) 消火設備等

消防法及びその他関係法令を遵守し、消火器、貯水槽等の設置その他必要な防火措置を講ずること。

## (3) 散水設備

必要に応じ、床洗浄等のための給水、散水設備を設けること。

## (4) 洗車設備

必要に応じ、搬入車両等に付着した泥を洗い落とすことができる設備(原則としてピット構造のものであること。)が設けられていること。なお、当該設備から生ずる汚水は、必要に応じ、排水処理設備等により適正に処理することができるものであること。

## (5) 受入設備等

廃棄物の受入設備及び処理された廃棄物の貯留設備は、特定小型焼却施設の処理能力に応じ、十分な能力を有すること。

## 2 主要設備等

### 2 - 1 焼却炉

#### (1) 設置場所

焼却炉は無筋若しくは鉄筋コンクリート製の床又はそれに固定された堅牢な架台等に固定されていること。

#### (2) 構造耐力等

建築基準法等において定めた設計基準に準じて設計し、自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して、構造耐力上安全であること。

廃棄物及びその処理に伴い生ずる排ガス、排水及び使用する薬剤等によって施設が腐食することを防止するため、耐酸性、耐アルカリ性、耐熱性などの材料を用い必要な措置を講ずること。

#### (3) 焼却炉の構造

燃焼室内において廃棄物が燃焼しているときに、燃焼室に廃棄物を投入する場合には、外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること。ただし、ガス化燃焼方式その他の構造上やむを得ない焼却設備を除く。

空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく、燃焼室において発生するガスの温度が800 以上の状態で廃棄物を焼却できるものであること。

燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。ただし、加熱することなく燃焼ガスの温度を保つことができる性状を有する廃棄物のみを焼却する

焼却設備にあつては、この限りでない。

燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定できる温度測定装置が設けられていること。

燃焼室へ必要な空気量を供給できる装置が設置されていること。

煙突は、通風力、大気拡散を考慮した高さとする。 (巻末資料11:最大着地濃度等の算定方法)

## 2 - 2 公害防止設備等

### (4) 排水処理設備

特定小型焼却施設又は保管施設から発生する汚水により周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがある場合には、性状に応じた排水処理設備を設けること。

排水処理設備は、排水の水質を別表1に示す維持管理目標値まで処理することができるものであること。

処理施設区域には、必要に応じて、沈砂池を設置すること。

処理施設区域内には、必要に応じ、雨水を適切に排除できる排水路を設けること。また、必要に応じて、排水処理設備等に導水できる措置が講じられていること。

### (5) 排ガス処理設備

特定小型焼却施設から発生する排ガスにより周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがある場合には、有害ガス除去設備及び集じん設備等排ガス処理設備を設けること。

排ガス処理設備は、別表2に示す維持管理目標値に適合させることができるものであること。

### (6) 悪臭防止設備

特定小型焼却施設又は保管施設から発生する悪臭により周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがある場合には、悪臭防止設備を設けること。

なお、当該設備は、別表3に示す維持管理目標値まで処理することができるものであること。

### (7) 騒音及び振動防止設備

特定小型焼却施設又は保管施設から発生する騒音及び振動により周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがある場合には、騒音及び振動防止設備を設けること。

なお、当該設備は、別表4に示す維持管理目標値に適合する設備であること。

## 3 付帯設備

### (1) 処理前の廃棄物の保管施設

木くず、紙くず、繊維くずは建屋内に保管するものとし、次の要件を備えること。なお、これら以外の廃棄物の保管施設については、 の規定によること。

廃棄物を保管する建屋を廃棄物の保管以外の用途にも供用する場合には、外周仕切(囲い)により産業廃棄物の保管区域が明確に区分されていること。

産業廃棄物及び一般廃棄物の保管量の合計は、特定小型焼却施設の1日当たりの処理能力に相当する数量に14を乗じて得られる数量を上限とする。

(2) 処理後の燃え殻の貯留設備

処理後の燃え殻は、十分な強度を有する容器(金属容器、合成樹脂製の二重袋等)に入れて建屋内に保管すること。

(3) 燃料の貯蔵設備

燃料の貯蔵設備の構造が消防法等の基準に適合していること。

## 第4 維持管理指針

### 共通基準

中間処理施設及び積替え保管施設共通の設備等の維持管理は、次により行うこと。

#### 1 - 1 施設管理等

##### (1) 囲い等

以下の事項について原則として毎日点検すること。

建屋に漏水や破損がないこと。(建屋を設置している場合に限る。)

囲いに破損がないこと。

作業後の門扉は必ず施錠されていること。

##### (2) 掲示板

掲示板が破損した場合は速やかに補修するとともに、記載事項に変更が生じた場合は速やかに書き替えること。

##### (3) 搬入道路等

搬入道路等に廃棄物が飛散流出していないか原則として毎日点検し、飛散している場合は回収する等清潔の保持に努めるとともに必要に応じて補修等を行うこと。

##### (4) 洗車設備

洗車設備は定期的に点検し、土砂等がたい積した場合は速やかに除去し、良好な状態にしておくこと。

洗車排水は、直接場外に排出しないこと。

##### (5) 雨水等の排除設備

処理施設区域内の雨水が施設へ流入することを防止する排水路等の設備の機能を維持するため、おおむね週1回以上点検を行い排水路等に堆積した土砂等の除去、設備の補修等を行うこと。

##### (6) 管理事務所

事務所内の見易いところに、許可証、処理工程図を表示しておくこと。

事務所内には、常時、許可申請書、処理帳簿及び産業廃棄物管理票並びに維持管理の記録簿を備えておくこと。

##### (7) 設備の管理

施設の使用開始前に、運転及び保守点検マニュアルを作成しておくこと。

技術管理者等による主要設備の定期的な機能点検を、おおむね月に1回以上行うこと。

主要設備の機能を維持するため、おおむね3年に1回以上、専門的な技術のある者(メ - カ - 含む)による精密な機能検査を行うこと。

廃棄物処理設備、受入設備、貯留設備は、常に点検し、排ガスや薬剤等による腐食や損傷を発見した場合は速やかに補修する等措置を講ずること。

##### (8) 害虫等の発生防止

ねずみが生息し、蚊、はえ等が発生しないよう清潔の保持に努めるとともに、蚊、はえ等が発生するおそれがある場合には、薬剤散布等必要な措置を講ずること。

(9) 地下浸透の防止

施設の床、受入設備及び貯留設備について原則として毎日点検し、廃棄物及びその保有水が飛散流出又は地下浸透していないことを確認すること。

## 1 - 2 環境管理

(10) 清潔の保持

常に処理施設区域内の清潔を保持すること。

(11) 飛散及び流出防止

処理施設区域の外に廃棄物が飛散し及び流出しないように必要な措置を講ずること。

廃棄物を保管する場合にあっては、保管設備の能力を超えないようにすること。

(12) 火災の発生防止

火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、必要に応じて消火器その他の消火設備を備え、常に点検整備するとともに操作法等の訓練を実施すること。

燃料及び可燃性廃棄物の取扱いには十分に注意するとともに、廃棄物の保管を行う場合は能力を超えないようにし、自然発火の防止、終業時に火気の点検等を行うこと。

火気は不必要な場所で使用しないようすること。

(13) 排水処理設備等の管理

排水処理設備を設置する場合は、その水質が別表1に示す維持管理目標値に適合するよう排水処理設備の維持管理を行うこと。

下水道に放流する場合にあっては、下水道法(昭和33年法律第79号)等に適合するよう維持管理を行うこと。

(14) 排ガス処理設備等の管理

排ガス処理設備を設置する場合は、別表2に示す維持管理目標値に適合するよう排ガス処理設備の維持管理を行うこと。

(15) 悪臭の防止

中間処理施設及び積替え保管施設から発生する悪臭について、別表3に示す維持管理目標値に適合するよう悪臭発散防止措置又は消臭措置を講ずること。

(16) 騒音及び振動の防止

中間処理施設及び積替え保管施設から発生する騒音及び振動について、別表4に示す維持管理目標値に適合するよう防音及び防振措置を講ずること。

(17) 設備維持管理状況確認のための検査等

地下水が汚染されていないことを確認するため、水質監視井戸から採取した地下水について、必要に応じて定期的に検査(別表5の項目)を行うこと。

処理水、排出水について必要に応じて定期的に検査(別表1の項目)を行い、排水



処理設備が正常に機能していることを確認すること。

排ガスについて必要に応じて定期的に検査(別表2の項目)を行い、排ガス処理設備が正常に機能していることを確認すること。

石綿含有廃棄物又は廃石綿等を積替え保管又は処分する施設については、6月を超えない期間ごとに1回以上、施設内及びこれらの敷地の境界線における大気中の石綿の粉じんの飛散の状敷について定期的に検査を行い、石綿の粉じんが飛散していないことを確認すること。

から までにおいて、有害物質に係る異常が認められたときは、必要に応じて施設の運転を停止したうえで、直ちに管轄の県機関に報告し、改善措置について協議することとし、それ以外の項目について異常が認められたときは、速やかに改善措置を講ずること。

排ガス処理設備又は排水処理設備に異常があった場合は、直ちに排ガス又は処理水について、必要な検査を実施すること。

騒音の大きさについては、敷地境界線上において、定期的に測定すること。

悪臭については、適宜、敷地境界線上等において必要な悪臭物質について測定すること。

#### (18) 測定機器の校正

pH計、電気伝導率計、騒音計等の校正を定期的に行うとともに、経時的に誤差の生じやすいものについては、おおむね週1回以上校正すること。

#### (19) 事故の防止

常に事故の発生を防止するため、巡回監視及び保守点検を実施すること。

重機等による巻込まれ、有害なガスや酸欠中毒による事故等の未然防止を図るため必要な措置を講ずること。

個々の処理施設において発生が予測される事故について、対処方法、緊急連絡網、従業員への教育・訓練等について検討を行い、事故対応マニュアルを策定しておくこと。

#### (20) 異常事態の措置

廃棄物が施設から飛散流出する等の異常な事態が発生した場合は、直ちに施設の運転を停止し、流出した廃棄物の回収その他の生活環境保全上必要な措置を講ずるとともに、管轄の県機関及び関係機関に報告し、指示を受けること。

### 1 - 3 搬入点検管理

#### (21) 搬入管理

施設への廃棄物の搬入又は投入は、処理能力又は保管能力を超えないこと。

燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、鉍さい、ばいじん、13号廃棄物にあっては、契約時に、別表6の基準に規定された項目の分析結果、発生工程のフローシートを徴し、取り扱える性状か否かを判断すること。

受け入れる廃棄物の種類及び量が当該処理施設の能力に見合った適正なもの

なるよう計量するとともに、必要に応じ受入れ時に性状の分析を行うこと。

排出事業者又は搬入廃棄物について、契約書、産業廃棄物管理票等で確認し、不明なものは受け入れないこと。

(22) 受入廃棄物の分別点検

搬入廃棄物は車両から荷降ろしされる前に確認し、許可を受けた廃棄物以外のもものは受け入れないようにすること。

搬入された廃棄物は、受入設備に荷降ろしし、品目を確認のうえ処理すること。

搬入廃棄物は、排出事業者名及び搬入品目について、常に委託契約書及び産業廃棄物管理票で確認し、これらが不明の場合は、当該廃棄物の受入を行わないこと。

## 1 - 4 管理の記録

(23) 処分の記録

処分した廃棄物の種類、性状及び種類ごとの量並びに処分年月日を帳簿に記載すること。

帳簿は1年ごとに閉鎖し、5年間保存すること。

産業廃棄物処理業者においては、産業廃棄物管理票を5年間保管しておくこと。

(24) 点検等の記録

毎日の点検結果は、その都度記録を作成し、3年間保存すること。

(25) 検査等の記録

検査等結果は、その都度記録を作成し、3年間保存すること。

## 保管施設・積替え保管施設

### 1 保管施設

保管施設の維持管理は、共通基準に定めるもののほか次のとおりとすること。

#### (1) 施設設備の点検

次のことについて毎日点検し、必要な措置がとられていない場合は、速やかに措置すること。

液状廃棄物の保管設備にあつては、次のとおりとする。

ア 保管槽による場合は、当該保管槽に亀裂や損傷がないこと。なお、廃酸、廃アルカリ又は廃油の保管設備にあつては、流出防止堤に亀裂や損傷がなく、吸着剤又は中和剤等の必要な薬剤が常備してあること。

イ 容器による場合は、容器及び流出防止堤に亀裂や損傷がないこと。

ウ 建屋の屋根に漏水や損傷がないこと。

石綿含有廃棄物の保管設備にあつては、次のとおりとする。

ア 仕切り設備に亀裂や損傷がないこと。

イ シート掛け、袋詰め等により、飛散防止措置がとられていること。

がれき類、ガラスくず類並びに廃プラスチック類(廃タイヤ等屋外保管しても差し支えないと認められるものに限る)の保管にあつては、外周仕切設備に損傷等がないこと。

廃プラスチック類(廃タイヤ等屋外保管しても差し支えないと認められるものを除く)、ゴムくず、金属くず、紙くず、木くず、繊維くず及び廃石膏ボードの保管設備にあつては、建屋の屋根に漏水や損傷がなく、雨水が当該廃棄物に直接かからない状態であること。

その他の廃棄物の保管設備にあつては、建屋の屋根に漏水や損傷がなく、雨水が当該廃棄物に直接かからない状態であること。また、保管中の廃棄物から保有水が確実に集水され、かつ、適切に処理されていること。

### 2 特別管理廃棄物の保管施設

特別管理廃棄物の保管施設の維持管理は、1に定めるもののほか、次のとおりとすること。

#### (1) 次のことについて毎日点検し、必要な措置がとられていない場合は、速やかに措置すること。

仕切り設備に亀裂や損傷がないこと。

保管容器に破損がないこと。

廃棄物に保有水がある場合は確実に集水され、かつ適切に処理されていること。

廃棄物の種類に応じ、次の措置。

ア 廃油

(ア) 密封等揮発防止のための必要な措置がとられていること。

(イ) 高温にさらされないための措置がとられていること。

イ 感染性廃棄物

(ア) 腐敗しないよう適切な温度に保たれていること。

(2) 廃石綿等については、次の措置を講ずること。

ア 廃石綿等を梱包したプラスチック袋等の取扱いは、原則人力で行うこと。重機を利用する場合には、パレット等を利用し、重機が直接プラスチック袋等に触れないようにすること。

イ 万一、プラスチック袋等の破損が生じた場合は、速やかに散水等により湿潤化させ飛散防止措置を行った上で、新たに二重のプラスチック袋等の耐水性の材料で梱包すること。

### 3 積替え保管施設

積替え保管施設の維持管理基準は、1～2のとおりとする。

## 中間処理施設(特定小型焼却施設を除く。)の個別基準

中間処理施設(特定小型焼却施設を除く。)の維持管理は、共通基準に定めるもののほか次のとおりとすること。

### 1 汚泥の脱水施設

- (1) 脱水機の機能低下防止のため、定期的にくろ布等を洗浄するとともに、併せて破損についても点検すること。
- (2) 脱水機の作動中に異常な音や振動が発生した場合は、脱水機を停止し、混入異物及び機械の摩耗状況について点検すること。
- (3) 脱水機からのオ - バ - フロ - 若しくは漏出した汚水、汚泥からの分離液、ろ布等の洗浄水及び床の洗浄水を地下浸透させないこと。なお、これらの汚水等は集水し、適正に排水処理すること。
- (4) 移動式脱水施設を排出事業場に設置する場合は、次によること。
  - ア 脱水後の脱離液は排出事業者の排水処理施設等へ返送し、直接公共用水域等に放流しないこと。
  - イ 敷地境界線上での騒音レベル及び振動レベルを維持管理目標値以下とすることとし、維持管理目標値を遵守できないときは、使用しないこと。

### 2 汚泥の機械乾燥施設

- (1) 汚泥の性状に応じ、乾燥温度を適切に調整すること。
- (2) 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにするとともに、定期的にはばい煙に関する検査をすること。

### 3 汚泥の天日乾燥施設

天日乾燥床から乾燥後の汚泥を移動させたときに、当該乾燥床底面を洗浄し、亀裂がないことを点検すること。なお、異常が認められた場合は、改善措置を講ずること。

### 4 焼却施設(特定小型焼却施設を除く。)

- (1) 許可を要する焼却施設の維持管理は次のとおりとすること。
  - ビット・クレーン方式によって燃焼室にごみを投入する場合には、常時、廃棄物を均一に混合すること。
  - 燃焼室への廃棄物の投入は、外気と遮断した状態で定量ずつ連続的に行うこと。(ガス化燃焼方式の焼却炉及び処理能力が2トン/日未満の焼却施設を除く。
  - 燃焼室中の燃焼ガスの温度を800℃以上に保つとともに、異常な高温とならないようにすること。
  - 焼却灰の熱しゃく減量が10%以下になるように焼却すること。
  - 運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。

運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、廃棄物を燃焼し尽くすこと。

燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。

集じん器に流入する燃焼ガスの温度を200℃以下に冷却すること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかに200℃以下に冷却することができる場合にあっては、この限りでない。

集じん器内に流入する燃焼ガスの温度(ただし書の場合にあっては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度)を連続的に測定し、かつ、記録すること。

冷却設備及び排ガス処理設備に堆積したばいじんを除去すること。

煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が100ppm以下となるように廃棄物を焼却すること。

煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。

煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が別表2に掲げる濃度以下となるように廃棄物を焼却すること。

煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年1回以上、ばい煙量又はばい煙濃度(硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。)を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。

排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。

煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。

有害ガス洗浄用の水酸化ナトリウム等の溶液を調整する場合は、水素イオン濃度を点検し適切に保たれていることを確認すること。

ばいじんを焼却灰と分離し、貯留すること。ただし、ばいじん及び焼却灰を溶融施設で溶融し、又は焼成設備で焼成する方法により併せて処理する場合は、この限りでない。

ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合は、灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つこと。

ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合は、焼成炉中の温度を1,000℃以上に保つとともに、焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。

ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。

次のことについては、毎日確認すること。なお、異常が認められた場合は、操業を停止し、改善措置を講ずること。

ア 主要焼却室及び後燃焼室の構築材質が劣化又は損傷していないこと。

イ 廃油の焼却施設においては、槽構造の受入設備及び受入設備の周囲に設けられた流出防止堤に亀裂、損傷等がないこと。

ウ 消火器等の消火設備が火災に対応できる状態にあること。

煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されないように焼却すること。

煙突の先端から火炎又は日本工業規格D8004に定める汚染度が25%を超える黒煙が

排出されないように焼却すること。

煙突から焼却灰及び未燃物が飛散しないように焼却すること。

別表7第1欄に掲げる事項ごとに第2欄に掲げる期限までに記録を備え置くとともに、当該記録を備え置いた日から起算して3年を経過する日までの間備え置き、閲覧に供すること。

- (2) 法第8条第1項又は法第15条第1項の許可を要しない焼却施設の維持管理は、上記～、～の規定によるほか次のとおりとすること。

燃焼室への廃棄物の投入は、外気と遮断した状態で定量ずつ行うこと。(ガス化燃焼方式、その他の構造上やむを得ない焼却設備を除く。)

燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定し、かつ記録すること。

排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。

## 5 廃油の油水分離施設

- (1) 油水分離槽からのオ - バ - フロ - 若しくは漏出した汚水、床の洗浄水を地下浸透させないこと。なお、これらの汚水等は集水し、適正に処理すること。
- (2) 受入れにあたっては、乳化物の有無を点検し、他の廃油に混合しないようにすること。
- (3) 乳化した廃油を油水分離する場合は、予め乳化部分を破壊し油粒子を集合させるような前処理をすること。

前処理の方法は、ピ - カ - テストを行ったうえで選択すること。

- (4) 廃油の供給は、少量ずつ適度に調節しながら適正に行うこと。
- (5) 次のことについては毎日確認すること。なお、異常が認められた場合は操業を停止するとともに、廃棄物の投入を中止し、速やかに改善措置を講ずること。

油水分離槽、流出防止堤等に亀裂がないこと。

排水に油膜が認められないこと。

消火器等の消火設備が火災に対応できる状態にあること。

## 6 廃酸・廃アルカリの中和施設

- (1) 中和施設からのオ - バ - フロ - 若しくは漏出した汚水、床若しくは地盤面の洗浄水を地下浸透させないこと。なお、これらの汚水等は集水し、適正に処理すること。
- (2) 受入設備、中和槽は定期的に清掃するとともに、亀裂がないことを毎日点検すること。なお、異常が認められた場合は操業を停止し、改善措置を講ずること。  
また、清掃作業は複数の人員で行うよう配慮すること。
- (3) 廃酸・廃アルカリの中和を行う場合は、予め当該廃棄物の緩衝指数、中和曲線、反応生成物を調査して中和剤を選択すること。
- (4) 中和反応に伴い有毒ガス( $H_2S$ 、 $NH_3$ 、 $NO_2$ 等)が発生しないよう、予め試験を実施すること。
- (5) 中和槽内の水素イオン濃度指数を測定し、廃酸又は廃アルカリ、及び中和剤の供給量を適度に調整すること。なお、中和剤の供給は、少量ずつ行うこと。

(6) 中和剤の混合は、攪拌装置により十分に行うこととし、高濃度で行わないこと。

## 7 破砕・圧縮・切断施設

- (1) 破砕・圧縮・切断によって生ずる粉じんを施設の周囲に飛散させないようにすること。
- (2) 製品を定期的に検査し、品質の管理に努めること。
- (3) 移動式破砕施設を排出事業場に設置する場合は、敷地境界線上での騒音レベル及び振動レベルを維持管理目標値以下とすることとし、維持管理目標値を遵守できないときは、使用しないこと。

## 8 固型化施設

- (1) 漏出した保有水、床の洗浄水を地下浸透させないこと。なお、これらの汚水等は、集水し、適正に処理すること。
- (2) 汚泥の処理にあたっては、汚泥含水率を一定にするため、予め乾燥すること。
- (3) 汚泥、セメント、水の混合比を一定に保つとともに、これらの混合を十分に行い、均質にすること。
- (4) 結合材は、水硬性セメントであることとし、その配合量は、コンクリート固型化物1㎡当たり150kg以上であること。
- (5) 固型化にあたっては、コンクリート固型化物の大きさ及び形状を、金属等を含む廃棄物の固型化に関する基準に適合させること。
- (6) 養生を十分に行うこと。
- (7) コンクリート固型化物は、養生後に、ロットごとに次のことを確認すること。
  - 一軸圧縮強度を測定し、当該強度が0.98メガパスカル以上であること。
  - 溶出試験を実施し、別表6の基準に適合していること。
- (8) 上記(7) に適合しない場合は、適合させる措置を講ずること。

## 9 汚泥、廃酸・廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設

### 9 - 1 酸化分解施設

- (1) 酸化分解槽からのオ - バ - フロ - 若しくは漏出した汚水、床若しくは地盤面の洗浄水を地下浸透させないこと。なお、これらの汚水等は集水し、適正に処理すること。
- (2) 受入設備、熱分解設備は定期的に清掃するとともに、亀裂がないことを毎日点検すること。なお、異常が認められた場合は操業を停止し、改善措置を講ずること。
  - また、清掃作業は複数の人員で行うよう配慮すること。
- (3) 酸化分解槽内の水素イオン濃度指数を測定し、シアン化合物を含む廃酸・廃アルカリとpH調整剤及び酸化剤の供給を適度に調整すること。
- (4) シアン化合物を含む廃酸・廃アルカリとpH調整剤及び酸化剤の混合は、攪拌装置により十分に行うこと。
- (5) 酸化分解によって生じたガスにより、周辺的生活環境が損なわれないように必要な措置を講ずること。



## 9 - 2 高温熱分解施設

- (1) 漏出した保有水、床の洗浄水を地下浸透させないこと。なお、これらの汚水等は集水し、適正に処理すること。
- (2) 受入設備、熱分解設備は定期的に清掃するとともに、亀裂がないことを毎日点検すること。なお、異常が認められた場合は操業を停止し、改善措置を講ずること。  
また、清掃作業は複数の人員で行うよう配慮すること。
- (3) 分解室の出口における炉温をおおむね900 以上、後燃焼室の温度をおおむね950 以上にした後、汚泥、廃酸又は廃アルカリを投入し、熱分解に当たっては、当該温度を保つとともに、異常な高温とならないようにすること。
- (4) 運転の開始時及び停止時には、高温熱分解室及び後燃焼室の温度を急激に変化させないこと。
- (5) 施設の煙突から排出されるガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにするとともに、定期的にはばい煙に関する検査を行うこと。
- (6) 次のことについては毎日確認すること。なお、異常が認められた場合は、操業を停止し速やかに改善措置を講ずること。  
高温熱分解室及び後燃焼室の構築材質が劣化又は損傷していないこと。  
消火器等の消火設備が火災に対応できる状態にあること。

## 10 廃アスファルトの再生施設

- (1) 再生の前処理によって生ずる粉じんを施設の周囲に飛散させないようにすること。
- (2) 製品を定期的に検査し、品質の管理に努めること。

## 11 肥料化・飼料化施設

- (1) 含水率が高い廃棄物は、予め乾燥し、保有水が流出しないことを確認した上で施設に搬入すること。
- (2) 発酵を行う場合にあっては、温度を一定に保ち、必要に応じ適切に攪拌を行ってむらをなくすこと。
- (3) 周囲への悪臭の発散を防止するため常に施設清掃に努めるとともに、脱臭装置が適正に稼働するよう管理し、別表3に示す維持管理目標値に適合させること。
- (4) 製品を定期的に検査し、品質の管理に努めること。

## 12 廃プラスチック類の溶融固化・油化施設

- (1) 周囲への悪臭の発散を防止するため溶融固化装置の管理を行うとともに、脱臭装置が適正に稼働するよう管理し、別表3に示す維持管理目標値に適合させること。
- (2) 破砕機を設置する場合は、生ずる粉じんを施設の周囲に飛散させないようにすること。
- (3) 移動式の廃プラスチック類の溶融固化・油化施設を排出事業場に設置する場合は、敷地境界線上での騒音レベル及び振動レベル(必要な場合は、それらに加えて悪臭又は

排水水の濃度)を維持管理目標値以下とすることとし、維持管理目標値を遵守できないときは、使用しないこと。

### 13 破碎圧縮固化施設(RPF製造施設)

- (1) 破碎によつて生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。
- (2) 成形設備にあつては、次によること。

運転を開始する場合には、成形設備内のちりを除去すること。

廃棄物の投入は、定量ずつ連続的に行うこと。

成形設備内の温度又は成形設備の出口における温度若しくは一酸化炭素の濃度を連続的に測定すること。

の規定により測定した温度又は濃度が成形設備を管理する上で適切なものとなつていることを確認すること。

- (3) 冷却設備にあつては、次によること。ただし、処理後の圧縮固化物の温度が、保管設備へ搬入するまでに外気温度を大きく上回らない程度となる場合は、この限りでない。

処理後の圧縮固化物の温度を外気温度を大きく上回らない程度に冷却すること。

冷却設備の入口及び出口における温度を連続的に測定すること。ただし、水に浸して処理後の圧縮固化物を冷却する場合は、この限りでない。

冷却設備内の温度又は一酸化炭素の濃度を連続的に測定すること。ただし、水に浸して処理後の圧縮固化物を冷却する場合は、この限りでない。

冷却設備内で処理後の圧縮固化物が滞留する場合にあつては、火災の発生を防止するために必要な措置を講ずること。

及び の規定により測定した温度又は濃度が冷却設備を管理する上で適切なものとなつていることを確認すること。

- (4) 処理後の圧縮固化物を保管設備に搬入しようとする場合にあつては、次によること。

処理後の圧縮固化物の温度が外気温度を大きく上回らない程度であることを測定により確認し、かつ、記録すること。

処理後の圧縮固化物の外観を目視により検査し、著しく粉化していないことを確認し、かつ、記録すること。

- (5) 圧縮固化した廃プラスチック類を保管設備から搬出しようとする場合にあつては、(4)の規定の例による。

- (6) 搬出しようとする処理後の圧縮固化物の性状が(5)の規定によりその例によるものとされた(4)の又は の基準に適合しない場合にあつては、必要な措置を講ずること。

- (7) 保管設備に搬入した処理後の圧縮固化物の性状を適切に管理するために温度その他の項目を測定し、かつ、記録すること。

- (8-1) 処理後の圧縮固化物を保管する場合にあつては、次によること。

保管設備内を常時換気すること。

保管期間がおおむね7日間を超える場合にあつては、処理後の圧縮固化物の入替

えその他の処理後の圧縮固化物の放熱のために必要な措置を講ずること。

- (8-2) 処理後の圧縮固化物をピットその他の外気に開放された場所に容器を用いて保管する場合にあつては、次によること。

複数の容器を用いて保管する場合にあつては、各容器の周囲の通気を行うことができるよう適当な間隔で配置することその他の必要な措置を講ずること。

容器中の処理後の圧縮固化物の性状を把握するために適当に抽出した容器ごとに当該処理後の圧縮固化物の温度を測定し、かつ、記録すること。

の規定により測定した温度が容器を用いて保管する上で適切なものとなつていることを確認すること。

- (8-3) 処理後の圧縮固化物をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合((8-5)に掲げる場合を除く。)にあつては、次によること。

保管設備内の温度及び一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。

の規定により測定した温度及び濃度が保管設備を管理する上で適切なものとなつていることを確認すること。

- (8-4) 処理後の圧縮固化物を第3の 13 - 2の(2)の規定による保管設備に保管する場合にあつては、(8-1)の規定にかかわらず、次によること。

保管設備内を定期的に清掃すること。

保管した処理後の圧縮固化物のかくはんその他の処理後の圧縮固化物の温度の異常な上昇を防止するために必要な措置を講ずること。

処理後の圧縮固化物の表面温度を連続的に監視すること。

保管設備内の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。ただし、処理後の圧縮固化物を外気に開放されていることにより通風が良好である場所に保管する場合は、この限りでない。

及び の規定により監視し、又は測定した温度が保管設備を管理する上で適切なものとなつていることを確認すること。

- (8-5) 処理後の圧縮固化物を第3の 13 - 2の(2)の規定による保管設備に保管する場合にあつては、(8-1)の規定にかかわらず、次によること。

保管設備内を定期的に清掃すること。

処理後の圧縮固化物の酸化による発熱又は発生した熱の蓄積を防止するために必要な措置を講ずること。

処理後の圧縮固化物を連続的に保管設備に搬入する場合は、当該処理後の圧縮固化物の表面温度を連続的に監視すること。ただし、他の保管設備において保管していた処理後の圧縮固化物を搬入する場合は、この限りでない。

保管設備内の温度、一酸化炭素の濃度その他保管設備を適切に管理するために必要な項目を連続的に測定し、かつ、記録すること。

の規定により測定した温度又は濃度については保管設備を管理する上で適切なものとなつていることを確認すること。

- (9) 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備

を備えること。

- (10) 処理後の圧縮固化物を保管設備に搬入することなく、破碎施設から搬出しようとする場合は、当該処理後の圧縮固化物の性状を適切に管理するために温度その他の項目を測定し、かつ、記録すること。

#### 14 廃石綿等又は石綿含有廃棄物の溶融施設

- (1) 廃石綿等の投入は、原則、梱包されたままの状態で行うこと。
- (2) 廃棄物の溶融中に溶融炉内へ廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物を投入するときは、外気と遮断された状態で行うこと。
- (3) 溶融炉内に投入された廃石綿等又は石綿含有廃棄物の温度を速やかに1500 以上とし、これを保つこと。
- (4) 溶融炉内に投入された廃石綿等又は石綿含有廃棄物の数量及び性状に応じ、溶融処理に必要な滞留時間を調節すること。
- (5) 溶融炉内の温度を間接的に把握することができる位置の温度を連続的に測定し、かつ、当該温度及び当該温度から推定される溶融炉内の温度を記録すること。ただし、溶融炉内の温度を直接的、かつ、連続的に測定し、記録する場合は、この限りでない。
- (6) 排気口又は排気筒から排出される排ガス中の石綿の濃度を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。
- (7) 溶融処理生成物が環境大臣が定める基準に適合していることを確認するための試験を6月に1回以上行い、かつ、その結果を記録すること。
- (8) 排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすること。
- (9) 排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。
- (10) 溶融炉が適正に稼働していることを確認するため、溶融処理生成物の流動状態が適正であることを定期的に確認すること。
- (11) 次のことについては、毎日確認すること。なお、異常が認められた場合は、操業を停止し改善措置を講ずること。
- ア 溶融炉の構築材質が劣化又は損傷していないこと。
- イ 消火器等の消火設備が火災に対応できる状態にあること。
- (12) 溶融炉内に石綿含有廃棄物を投入するために必要な破碎を行う場合にあつては、次によること。
- ア 投入する廃棄物に破碎に適さないものが含まれていないことを連続的に監視すること。
- イ 破碎によつて生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。
- ウ 集じん器の出口における排ガス中の石綿の濃度を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。
- エ 集じん器にたい積した粉じんを除去すること。
- (13) 別表8第1欄に掲げる事項ごとに第2欄に掲げる期限までに記録を備え置くとともに、当

該記録を備え置いた日から起算して3年を経過する日までの間備え置き、閲覧に供すること。

## 15 灰溶融施設

- (1) 溶融中に溶融炉内へ灰を投入する場合は、外気と遮断した状態で行うこと。
- (2) 溶融炉内に投入された灰の温度を速やかに必要温度以上とし、これを保つこと。
- (3) 溶融処理に必要な滞留時間を保つこと。
- (4) 溶融炉内の温度を間接的に把握することができる位置の温度を連続的に測定し、かつ、当該温度及び当該温度から推定される溶融炉内の温度を記録すること。ただし、溶融炉内の温度を直接的、かつ、連続的に測定し、記録する場合は、この限りでない。
- (5) 溶融処理生成物が利用用途に適した品質であることを確認するため、定期的に検査し、品質の管理に努めること。
- (6) 排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすること。
- (7) 排ガス中に含まれるダイオキシン類の濃度を毎年1回以上測定し、かつ、記録すること。
- (8) 排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。
- (9) 溶融炉が適正に稼働していることを確認するため、溶融処理生成物の流動状態が適正であることを定期的に確認すること。
- (10) 次のことについては、毎日確認すること。なお、異常が認められた場合は、操業を停止し改善措置を講ずること。
  - ア 溶融炉の構築材質が劣化又は損傷していないこと。
  - イ 消火器等の消火設備が火災に対応できる状態にあること。

## 16 熱分解施設

炭化水素油又は炭化水素を生成する場合は、次の(1)から(6)までのとおりとすること。

それ以外の場合にあっては、(1)、(2)その他必要な措置((3)から(6)までの事項のうち必要なもの)を行うこと。

- (1) 排出口以外から処理に伴って生じたガスが排出されないように熱分解を行うこと。
- (2) 排出口から処理に伴って生じた残さが飛散しないように熱分解を行うこと。
- (3) 熱分解室内の温度及び圧力を定期的に測定すること。(圧力については、加圧を行う場合に限る。)
- (4) 当該ガスを当該設備で燃焼させる場合(再生利用を目的として炭化水素油を生成する場合であって、生成される炭化水素油の重量が、処理した廃棄物の重量の40%以上であり、かつ、処理に伴って生じたガスのうち炭化水素油として回収されないガスの重量が、処理した廃棄物の重量の25%以下の場合に限る。)にあっては、排出口から火災又は日本工業規格D8004に定める汚染度が25%を超える黒煙が排出されないようにすること。
- (5) 処理に伴って生じたガスを生活環境の保全上支障が生じないように処理した後、排出すること。
- (6) 次のことについては、毎日確認すること。なお、異常が認められた場合は、操業を停止

し改善措置を講ずること。

ア 熱分解施設の構築材質が劣化又は損傷していないこと。

イ 警報装置等の防災設備が正常に機能し、消火器等の消火設備が火災に対応できる状態にあること。

(7) 処理に伴って生じた残さが利用用途に適した品質であることを確認するため、定期的に検査し、品質の管理に努めること。

## 17 その他の中間処理施設

その他の中間処理施設にあつては、処理方法が1から16までに掲げる中間処理施設と類似する場合はそれに準ずること。

## 特定小型焼却施設の基準

特定小型焼却施設の維持管理は、 から までの規定にかかわらず、次のとおりとすること。

### 1 - 1 施設管理等

#### (1) 囲い等

建屋に漏水や破損がないことを原則として毎日点検すること。(建屋を設置している場合に限る。)

#### (2) 掲示板

掲示板が破損した場合は速やかに補修するとともに、記載事項に変更が生じた場合は速やかに書き替えること。

#### (3) 搬入道路等

搬入道路等に廃棄物が飛散流出していないか原則として毎日点検し、飛散している場合は回収する等清潔の保持に努めること。

#### (4) 洗車設備

洗車設備は定期的に点検し、土砂等がたい積した場合は速やかに除去し、良好な状態にしておくこと。

洗車排水は、直接場外に排出しないこと。

#### (5) 雨水等の排除設備

雨水等の排除設備を設置している場合は、排水路等の設備の機能を維持するため、おおむね週1回以上点検を行い排水路等に堆積した土砂等の除去、施設の補修等を行うこと。

#### (6) 設備の管理

施設の使用開始前に、運転及び保守点検マニュアルを作成しておくこと。

主要設備の定期的な機能点検を、おおむね月に1回以上行うこと。

主要設備の機能を維持するため、おおむね3年に1回以上、専門的な技術のある者(メーカーを含む。)による精密な機能検査を行うこと。

廃棄物処理設備、受入設備、貯留設備は、常に点検し、排ガスや薬剤等による腐食や損傷を発見した場合は速やかに補修する等措置を講ずること。

#### (7) 害虫等の発生防止

ねずみが生息し、蚊、はえ等が発生しないよう清潔の保持に努めるとともに、蚊、はえ等が発生するおそれがある場合には、薬剤散布等必要な措置を講ずること。

#### (8) 地下浸透の防止

施設の床、受入設備及び貯留設備について原則として毎日点検し、廃棄物及びその保有水が飛散流出又は地下浸透していないことを確認すること。

### 1 - 2 環境管理

#### (9) 清潔の保持

常に処理施設区域内の清潔を保持すること。

(10) 飛散及び流出防止

処理施設区域の外に廃棄物が飛散し及び流出しないように必要な措置を講ずること。

廃棄物を保管する場合にあっては、保管設備の能力を超えないようにすること。

(11) 火災の発生防止

火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備え、常に点検整備するとともに操作法等の訓練を実施すること。

燃料及び可燃性廃棄物の取扱いには十分に注意するとともに、廃棄物の保管を行う場合は能力を超えないようにし、自然発火の防止、終業時に火気の点検等を行うこと。

火気は不必要な場所で使用しないようすること。

(12) 排水処理設備等の管理

排水処理設備を設置する場合は、その水質が別表1に示す維持管理目標値に適合するよう排水処理設備の維持管理を行うこと。

下水道に放流する場合にあっては、下水道法(昭和33年法律第79号)等に適合するよう維持管理を行うこと。

(13) 排ガス処理設備等の管理

排ガス処理設備を設置する場合は、別表2に示す維持管理目標値に適合するよう排ガス処理設備の維持管理を行うこと。

(14) 悪臭の防止

特定小型焼却施設及び保管施設から発生する悪臭について、別表3に示す維持管理目標値に適合するよう悪臭発散防止措置又は消臭措置を講ずること。

(15) 騒音及び振動の防止

騒音及び振動について、別表4に示す維持管理目標値に適合するよう防音及び防振措置を講ずること。

(16) 設備維持管理状況確認のための検査等

特定小型焼却施設又は保管施設から排水がある場合は、処理水、排出水について必要に応じて定期的に検査(別表1の項目)を行い、排水処理設備が正常に機能していることを確認すること。

排ガスについて必要に応じて定期的に検査(別表2の項目)を行い、排ガス処理設備が正常に機能していることを確認すること。

から までにおいて、有害物質に係る異常が認められたときは、必要に応じて施設の運転を停止したうえで、直ちに管轄の県機関に報告し、改善措置について協議することとし、それ以外の項目について異常が認められたときは、速やかに改善措置を講ずること。

排ガス処理設備又は排水処理設備に異常があった場合は、直ちに排ガス又は処理水について、必要な検査を実施すること。

騒音の大きさについては、敷地境界線上において、定期的に測定すること。



悪臭については、適宜、敷地境界線上等において必要な悪臭物質について測定すること。

(17) 事故の防止

常に事故の発生を防止するため、巡回監視及び保守点検を実施すること。

重機等による巻込まれ、有害なガスや酸欠中毒による事故等の未然防止を図るため必要な措置を講ずること。

個々の処理施設において発生が予測される事故について、対処方法、緊急連絡網、従業員への教育・訓練等について検討を行い、事故対応マニュアルを策定しておくこと。

(18) 異常事態の措置

廃棄物が施設から飛散流出する等の異常な事態が発生した場合は、直ちに施設の運転を停止し、流出した廃棄物の回収その他の生活環境保全上必要な措置を講ずるとともに、管轄の県機関及び関係機関に報告し、指示を受けること。

### 1 - 3 搬入点検管理

(19) 搬入管理

施設への廃棄物の搬入又は投入は、処理能力又は保管能力を超えないこと。

(20) 受入廃棄物の分別点検

搬入された廃棄物は、届出品目以外のものが混入していないことを確認すること。

届出品目以外のものが混入している場合は、混入物を取り除き、届出品目以外を処理しないこと。

### 1 - 4 管理の記録

(21) 処分の記録

廃棄物の処理実績(各月の受入量及び焼却量、燃え殻・ばいじんの持出先及び持出先における処分方法ごとの処分量)を記録すること。

の処理実績を毎年6月30日までに知事に報告するとともに、関係住民の求めに応じ3年間閲覧に供すること。

燃え殻・ばいじん等を処理委託した場合は、産業廃棄物管理票を5年間保管しておくこと。

(22) 点検等の記録

毎日の点検結果は、その都度記録を作成し、3年間保存すること。

(23) 検査等の記録

検査等結果は、その都度記録を作成し、3年間保存すること。

## 2 保管施設

保管施設は、建屋の屋根に漏水や損傷がなく、雨水が当該廃棄物に直接かからない状態であることを毎日点検し、必要な措置がとられていない場合は、速やかに措置すること。

### 3 焼却炉

- (1) 燃焼室中の燃焼ガスの温度を800 以上に保つとともに、異常な高温とならないようにすること。
- (2) 運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。
- (3) 運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、廃棄物を燃焼し尽くすこと。
- (4) 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が別表2に掲げる濃度以下となるように廃棄物を焼却すること。
- (5) 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年1回以上測定し、かつ、記録すること。
- (6) 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。
- (7) 煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。
- (8) 有害ガス洗浄用の水酸化ナトリウム等の溶液を調整する場合は、水素イオン濃度を点検し適切に保たれていることを確認すること。
- (9) ばいじんを焼却灰と分離し、貯留すること。ただし、ばいじん及び焼却灰を溶融施設で溶融し、又は焼成設備で焼成する方法により併せて処理する場合は、この限りでない。
- (10) ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合は、灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つこと。
- (11) ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合は、焼成炉中の温度を1,000 以上に保つとともに、焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。
- (12) ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。
- (13) 次のことについては、毎日確認すること。なお、異常が認められた場合は、操業を停止し、改善措置を講ずること。
  - ア 主要焼却室及び後燃焼室の構築材質が劣化又は損傷していないこと。
  - イ 消火器等の消火設備が火災に対応できる状態にあること。
- (14) 煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されないように焼却すること。
- (15) 煙突の先端から火炎又は日本工業規格D8004に定める汚染度が25%を超える黒煙が排出されないように焼却すること。
- (16) 煙突から焼却灰及び未燃物が飛散しないように焼却すること。
- (17) 燃焼室への廃棄物の投入は、外気と遮断した状態で定量ずつ行うこと。(ガス化燃焼方式、その他の構造上やむを得ない焼却設備を除く。)
- (18) 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定すること。
- (19) 排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。

## 第5 他法令に係る基準の遵守

この指針に定めのない他法令の規制に係る事項については、当該他法令の基準を遵守すること。

附 則

この指針は、平成18年6月6日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年8月24日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年3月14日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年3月30日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年1月1日から施行する。

別表1 排出水の維持管理目標値

区分	項目	維持管理目標値
健康項目	カドミウム及びその化合物	0.1 mg / l
	シアン化合物	1 mg / l
	有機燐化合物	1 mg / l
	鉛及びその化合物	0.1 mg / l
	六価クロム化合物	0.5 mg / l
	砒素及びその化合物	0.1 mg / l
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg / l
	アルキル水銀化合物	検出されないこと
	PCB	0.003 mg / l
	トリクロロエチレン	0.3 mg / l
	テトラクロロエチレン	0.1 mg / l
	ジクロロメタン	0.2 mg / l
	四塩化炭素	0.02 mg / l
	1, 2 - ジクロロエタン	0.04 mg / l
	1, 1 - ジクロロエチレン	0.2 mg / l
	シス - 1, 2 - ジクロロエチレン	0.4 mg / l
	1, 1, 1 - トリクロロエタン	3 mg / l
	1, 1, 2 - トリクロロエタン	0.06 mg / l
	1, 3 - ジクロロプロペン	0.02 mg / l
	チウラム	0.06 mg / l
シマジン	0.03 mg / l	
チオベンカルブ	0.2 mg / l	
ベンゼン	0.1 mg / l	
セレン及びその化合物	0.1 mg / l	
ほう素及びその化合物	10 mg / l 注1 230 mg / l 注2	
ふつ素及びその化合物	8 mg / l 注1 15 mg / l 注2	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 mg / l 注3	
ダイオキシン類	10 ng-TEQ / l	
生活環境項目	水素イオン濃度 (pH)	5.8 ~ 8.6 注1 5.0 ~ 9.0 注2
	生物化学的酸素要求量 (BOD) 注4	160 mg / l 日間平均 120 mg / l
	化学的酸素要求量 (COD) 注5	160 mg / l 日間平均 120 mg / l
	浮遊物質 (SS)	200 mg / l 日間平均 150 mg / l
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類)	5 mg / l
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類)	30 mg / l
	フェノール類含有量	5 mg / l
	銅含有量	3 mg / l
	亜鉛含有量	2 mg / l
	溶解性鉄含有量	10 mg / l
	溶解性マンガン含有量	10 mg / l
	クロム含有量	2 mg / l
	大腸菌群数	日間平均 3,000個 / cm <sup>3</sup>
	窒素含有量	120 mg / l 日間平均 60mg / l
	燐含有量	16 mg / l 日間平均 8 mg / l

注1) 海域以外の公共用水域に排出される場合に限り適用する。

注2) 海域に排出される場合に限り適用する。

注3) アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

注4) BODは、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される場合に限り適用する。

注5) CODは、海域及び湖沼に排出される場合に限り適用する。

注6) 窒素含有量及び燐含有量の維持管理目標値は、窒素及び燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼及びこれに流入する公共用水域に排出される排出水に限り適用する。

注7) 分析方法は、「排水基準を定める総理府令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号)」によるものとする。ただし、ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則(平成11年総理府令67号)第2条第1項第2号に定める方法によるものとする。

別表2 排ガスの維持管理目標値

項		目	維持管理目標値	標準酸素濃度(%)	
1	カドミウム及びその化合物		1.0mg / Nm <sup>3</sup>	-	
2	鉛及びその化合物		10mg / Nm <sup>3</sup>	-	
3	硫黄酸化物		K = 17.5	-	
4	ばいじん	乾燥炉	4万Nm <sup>3</sup> / h以上	0.15 g / Nm <sup>3</sup>	
			4万Nm <sup>3</sup> / h未満	0.20 g / Nm <sup>3</sup>	
		骨材乾燥炉	-	0.50 g / Nm <sup>3</sup>	16
	焼却炉	4t/h以上	0.04 g / Nm <sup>3</sup>	12	
		2t/h以上4t/h未満	0.08 g / Nm <sup>3</sup>		
		2t/h未満	0.15 g / Nm <sup>3</sup>		
5	塩化水素		700mg / Nm <sup>3</sup>	12	
6	窒素酸化物	乾燥炉	230ppm	16	
		焼却炉	250ppm	12	
7	ダイオキシン類	焼却能力 4t/h以上	0.1ng-TEQ / Nm <sup>3</sup>	12	
		焼却能力 2t/h以上4t/h未満	1 ng-TEQ / Nm <sup>3</sup>		
		焼却能力 2t/h未満	5 ng-TEQ / Nm <sup>3</sup>		

注 1) シアン化合物の高温熱分解施設の維持管理目標値は焼却炉に準じるものとし、ばいじんについては4万Nm<sup>3</sup> / h以上の数値を準用する。

注 2) 平成10年7月1日において、現に設置されていた焼却炉に係るばいじんの維持管理目標値は次のとおりとする。

	焼却能力	維持管理目標値	標準酸素濃度(%)
1	4t/h以上	0.08 g / Nm <sup>3</sup>	12
2	2t/h以上4t/h未満	0.15 g / Nm <sup>3</sup>	
3	2t/h未満	0.25 g / Nm <sup>3</sup>	

注3) 平成12年1月15日において、現に設置されていた焼却炉(火格子面積が2m<sup>2</sup>以上又は焼却能力が200kg/h以上のもので、平成9年12月2日以降に着手されたものを除く。)に係るダイオキシン類の維持管理目標値は次のとおりとする。

	処理能力	維持管理目標値	標準酸素濃度(%)
1	4t/h以上	1ng-TEQ/Nm <sup>3</sup>	12
2	2t/h以上4t/h未満	5ng-TEQ/Nm <sup>3</sup>	
3	2t/h未満	10ng-TEQ/Nm <sup>3</sup>	

別表3 悪臭の維持管理目標値

(単位:ppm)

	項 目	規制区域		
		A区域	B区域	C区域
1	アンモニア	1	2	5
2	メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01
3	硫化水素	0.02	0.06	0.2
4	硫化メチル	0.01	0.05	0.2
5	トリメチルアミン	0.005	0.02	0.07
6	二硫化メチル	0.009		
7	アセトアルデヒド	0.05		
8	スチレン	0.4		
9	プロピオン酸	0.03		
10	ノルマル酪酸	0.001		
11	ノルマル吉草酸	0.0009		
12	イソ吉草酸	0.001		
13	プロピオンアルデヒド	0.05		
14	ノルマルブチルアルデヒド	0.009		
15	イソブチルアルデヒド	0.02		
16	ノルマルバレルアルデヒド	0.009		
17	イソバレルアルデヒド	0.003		
18	イソブタノール	0.9		
19	酢酸エチル	3		
20	メチルイソブチルケトン	1		
21	トルエン	10		
22	キシレン	1		

注 1) 測定点は、施設の敷地境界線とする。

注 2) 悪臭の規制区域は、悪臭防止法第3条第1項の規定に基づき指定された区域とする。

注 3) 規制区域の定めのない地域にあっては、施設周辺の土地利用状況等に応じた区域に係る維持管理目標値を適用するものとする。

注 4) 施設設置前における悪臭が維持管理目標値を超過している場合は、施設設置による影響をできるだけ少なくすることとする。

別表4 騒音及び振動の維持管理目標値

騒音の維持管理目標値

時間 区域	昼 間 午前8時から 午後7時まで	朝 夕 午前6時から午前8時まで 午後7時から午後10時まで	夜 間 午後10時から 翌日の午前6時まで
第1種区域	50デシベル	45デシベル	45デシベル
第2種区域	60デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域	65デシベル	65デシベル	50デシベル
第4種区域	70デシベル	70デシベル	65デシベル

- 注 1) 測定点は、施設の敷地境界線とする。  
 注 2) 騒音の規制区域は、騒音規制法第3条第1項の規定に基づき指定された区域とする。  
 注 3) 規制区域の定めのない地域にあっては、施設周辺の土地利用状況等に応じた区域に係る維持管理目標値を適用するものとする。  
 注 4) 施設設置前における騒音が維持管理目標値を超過している場合は、施設設置による影響をできるだけ少なくすることとする。

振動の維持管理目標値

時間 区域	昼 間 (午前8時から午後7時まで)	夜 間 午後7時から翌日の午前8時まで)
第1種区域	60デシベル	55デシベル
第2種区域	65デシベル	60デシベル

- 注 1) 測定点は、施設の敷地境界線とする。  
 注 2) 振動の規制区域は、振動規制法第3条第1項の規定に基づき指定された区域とする。  
 注 3) 規制区域の定めのない地域にあっては、施設周辺の土地利用状況等に応じた区域に係る維持管理目標値を適用するものとする。  
 注 4) 施設設置前における振動が維持管理目標値を超過している場合は、施設設置による影響をできるだけ少なくすることとする。

別表5 地下水の検査項目

	項 目	参 考 (地下水の環境基準値)
1	カドミウム	0.01mg/ℓ以下
2	全シアン	検出されないこと
3	鉛	0.01mg/ℓ以下
4	六価クロム	0.05mg/ℓ以下
5	砒素	0.01mg/ℓ以下
6	総水銀	0.0005mg/ℓ以下
7	アルキル水銀	検出されないこと
8	P C B	検出されないこと
9	ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下
10	四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下
11	1、2 - ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下
12	塩化ビニルモノマー	0.002mg/ℓ以下
13	1、1 - ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下
14	1、2 - ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下
15	1、1、1 - トリクロロエタン	1mg/ℓ以下
16	1、1、2 - トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
17	トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ以下
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
19	1、3 - ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下
20	チウラム	0.006mg/ℓ以下
21	シマジン	0.003mg/ℓ以下
22	チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下
23	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下
24	セレン	0.01mg/ℓ以下
25	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下
26	ふっ素	0.8mg/ℓ以下
27	ほう素	1mg/ℓ以下
28	1、4 - ジオキサン	0.05mg/ℓ以下
29	ダイオキシン類	1pg-TEQ/ℓ以下

注) 分析方法等は、「地下水の水質汚濁に係る環境基準(平成9年環境庁告示第10号)」に定める方法とする。ただし、ダイオキシン類については、「ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準(平成14年環境省告示第46号)」に定める方法によるものとする。



別表6 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準

項	目	総理府令で定める基準
1	アルキル水銀化合物	検出されないこと
	水銀又はその化合物	0.005 mg / ℓ 以下
2	カドミウム又はその化合物	0.3 mg / ℓ 以下
3	鉛又はその化合物	0.3 mg / ℓ 以下
4	有機燐化合物	1 mg / ℓ 以下
5	六価クロム化合物	1.5 mg / ℓ 以下
6	砒素又はその化合物	0.3 mg / ℓ 以下
7	シアン化合物	1 mg / ℓ 以下
8	PCB	0.003 mg / ℓ 以下
9	トリクロロエチレン	0.3 mg / ℓ 以下
10	テトラクロロエチレン	0.1 mg / ℓ 以下
11	ジクロロメタン	0.2 mg / ℓ 以下
12	四塩化炭素	0.02 mg / ℓ 以下
13	1、2 - ジクロロエタン	0.04 mg / ℓ 以下
14	1、1 - ジクロロエチレン	0.2 mg / ℓ 以下
15	シス - 1、2 - ジクロロエチレン	0.4 mg / ℓ 以下
16	1、1、1 - トリクロロエタン	3 mg / ℓ 以下
17	1、1、2 - トリクロロエタン	0.06 mg / ℓ 以下
18	1、3 - ジクロロプロペン	0.02 mg / ℓ 以下
19	チウラム	0.06 mg / ℓ 以下
20	シマジン	0.03 mg / ℓ 以下
21	チオベンカルブ	0.2 mg / ℓ 以下
22	ベンゼン	0.1 mg / ℓ 以下
23	セレン又はその化合物	0.3 mg / ℓ 以下
24	ダイオキシン類	3 ng-TEQ / g 以下

注) この表に掲げる基準のうち1～23の基準は、「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法(昭和48年環境庁告示第13号)」に定める方法より、産業廃棄物に含まれる当該項目を溶出させた場合における濃度とする。

また、24の基準は、「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法(平成4年間環境庁告示第192号)」に定める方法により、産業廃棄物に含まれる当該項目を溶出させた場合における濃度とする。

別表7 焼却施設に係る維持管理状況の記録

(1) ガス化改質方式以外の焼却施設

第1欄	第2欄
処分した廃棄物の各月ごとの種類及び数量	翌月の末日
<p>次の事項の測定を行った位置、その結果及び当該結果の得られた年月日</p> <p>(1) 連続的に測定した燃焼室中の燃焼ガスの温度</p> <p>(2) 連続的に測定した集じん器に流入する燃焼ガスの温度(集じん機内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね200 以下に冷却する場合には、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度)</p> <p>(3) 連続的に測定した煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素濃度</p> <p>(4) ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあっては、連続的に測定した焼成炉中の温度</p>	当該測定の結果の得られた日の属する月の翌月の末日
冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去を行った年月日	除去を行った日の属する月の翌月の末日
<p>次の事項の測定に係る当該測定に係る排ガスの採取位置、排ガスの採取年月日、結果の得られた年月日及び結果</p> <p>(1) 毎年1回以上測定する煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度</p> <p>(2) 6月に1回以上測定する煙突から排出される排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度(硫酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。)</p>	当該測定の結果の得られた日の属する月の翌月の末日

(2) ガス化改質方式の焼却施設

第1欄	第2欄
処分した廃棄物の各月ごとの種類及び数量	翌月の末日
<p>次の事項の測定を行った位置、その結果及び当該結果の得られた年月日</p> <p>(1) 連続的に測定した改質設備中のガスの温度</p> <p>(2) 連続的に測定した除去設備に流入する改質ガスの温度(除去設備内で改質ガスの温度を速やかにおおむね200 以下に冷却する場合には、除去設備内で冷却された改質ガスの温度)</p>	当該測定の結果の得られた日の属する月の翌月の末日
冷却設備及び除去設備にたい積したばいじんの除去を行った年月日	除去を行った日の属する月の翌月の末日
<p>次の事項の測定に係る当該測定に係るガスの採取位置、ガスの採取年月日、結果の得られた年月日及び結果</p> <p>(1) 毎年1回以上測定する除去設備の出口における改質ガス中のダイオキシン類の濃度</p> <p>(2) 6月に1回以上測定する除去設備の出口における改質ガス中の硫酸化物、ばいじん、塩化水素及び硫化水素の濃度</p>	当該測定の結果の得られた日の属する月の翌月の末日

別表8 廃石綿等又は石綿含有廃棄物の溶融施設に係る維持管理状況の記録

第1欄	第2欄
処分した廃棄物の各月ごとの種類及び数量	翌月の末日
次の事項の測定を行った位置、その結果及び当該結果の得られた年月日 (1)連続的に測定した溶融炉内の温度 (2)排出ガス中の石綿濃度 (3)破碎を行う場合、破碎施設に係る集じん器の出口における石綿濃度 溶融処理生成物が基準に適合していることを確認するための試験の結果	当該測定又は試験の結果の得られた日の属する月の翌月の末日
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去を行った年月日	除去を行った日の属する月の翌月の末日
破碎を行う場合、破碎施設に係る集じん器にたい積した粉じんを除去した年月日	

